

平成30年第1回東大和市議会定例会会議録第3号

平成30年2月28日（水曜日）

出席議員（19名）

2番	尾崎利一君	3番	上林真佐恵君
4番	実川圭子君	5番	二宮由子君
6番	大后治雄君	7番	関田貢君
8番	中村庄一郎君	9番	和地仁美君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

1番 森田真一君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
行政管理課長	木村西君	職員課長	矢吹勇一君

課 税 課 長 真 野 淳 君
地 域 振 興 課 長 大 法 努 君
ご み 対 策 課 長 中 山 仁 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
給 食 課 長 齋 藤 謙 二 郎 君

産 業 振 興 課 長 小 川 泉 君
環 境 課 長 関 田 孝 志 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
学 校 教 育 部 副 参 事 吉 岡 琢 真 君
社 会 教 育 課 長 佐 伯 芳 幸 君

議 事 日 程

第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 第 1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、順次指名をいたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、自由民主党・無所属の会の蜂須賀千雅でございます。平成30年第1回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、大雪の際の対策についてお伺いをいたします。

①といたしまして、平成30年1月22日の大雪の市内の被害状況と除雪対応について。

②といたしまして、除雪の課題と市民からの要望について。

③といたしまして、効果的な除雪方法や、大雪の際の安全対策についての市民への情報提供についてをお伺いをいたします。

次に2番といたしまして、落ち葉清掃における美化活動についてお伺いをいたします。

①といたしまして、市内の道路街路樹や公園樹木、国・東京都の公用地の樹木などの落ち葉の管理や清掃作業の現状・課題・取り組み状況について。

②といたしまして、市民からの要望について。

③といたしまして、市民との協働による腐葉土化の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に3番といたしまして、都営向原団地創出用地についてお伺いをいたします。

①といたしまして、平成29年第4回定例会以降の進捗状況について。

②といたしまして、今後の都営向原団地創出用地への東大和市の対応についてをお伺いをいたします。

以上です。

壇上の質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、平成30年1月22日の大雪の市内の被害状況と除雪対応についてでございますが、今回の積雪は平成26年2月以来の大雪となり、気温が低かったことから道路が凍結状態となった箇所が多く発生するとともに、車両のスリップによります事故や歩行者の方の転倒事故等が発生しました。除雪対応につきましては、東大和建設同友会に除雪を要請し、市内北部の急坂の幹線道路等を中心に、機械によります除雪を行っていただきました。また、職員を動員し、人通りの多い歩道を中心に手作業による除雪作業や、凍結防止剤の散布を行いました。

次に、除雪の課題と市民からの要望についてであります。除雪の優先路線としまして、急坂の幹線道路や人通りの多い歩道などの対応に追われるため、生活道路の多くの路線を除雪することは困難な状況であります。今回の積雪につきましては、凍結しました路面の箇所が数多く発生し、市民の方からは生活道路や通学路の除雪要望が多く、優先路線の除雪後にできる限り対応したような状況であります。

次に、市民への情報提供についてであります。除雪方法や大雪時の安全対策についての市民への情報提供は行っておりませんが、平成30年1月22日の大雪に関しましては、市ホームページやツイッター、フェイスブックにより、大雪や路面凍結による交通障害等での被害を防ぐため、不要不急の外出は避ける等の注意喚起の情報を提供いたしております。

次に、街路樹や公園樹木等の落ち葉の管理や清掃の現状等についてであります。街路樹の落ち葉につきましては、業者委託による道路清掃車での清掃や職員による清掃で対応しております。市民の方からの落ち葉清掃の要望も多くありますことから迅速に対応するよう努めており、平成27年度からは東大和高校の生徒によります道路内の落ち葉清掃に御協力もいただいております。公園における落ち葉の対応につきましては、職員による清掃のほか、ボランティアの方の御協力をいただき管理しており、都立公園におきましても同様な対応と伺っております。また、狭山緑地や都立狭山公園、都立東大和公園につきましては、落ち葉ためをつくり、昆虫などの生物多様性にも活用しているところでもあります。課題につきましては、街路樹や公園樹木が大木化し、落ち葉の多い時期には清掃に時間を要することや、道路、公園の近隣住民の方から、宅地内に入ってしまった落ち葉処理の要請が増加していることでもあります。

次に、市民からの要望についてであります。落ち葉の清掃を小まめに実施してほしい、樹木の葉が落ちる前に剪定をしてほしいなどが挙げられます。

次に、市民協働による落ち葉の腐葉土化についてであります。野火止用水のせせらぎにおきましては、遊歩道の隅に落ち葉だめを設け、清掃した落ち葉を集め腐葉土化を行い、近隣住民の方に活用いただいております。

次に、都営向原団地の創出用地についての進捗状況についてであります。東京都から都営向原団地の創出用地の北側の地区に特別支援学校の設置を提案されており、協議を行っているところでありますが、現時点では特別支援学校の設置について了承しておりません。そのような状況の中、東京都におきましては特別支援学校建設に係る基本計画作成業務が実施されることになり、学校施設の整備に対して市として要望等がある場合は事前の申し出が必要であるとの説明がありました。そのため市におきましては、特別支援学校の整備を了承した場合の要望事項について仮要望事項として整え、平成29年12月22日に東京都に提出をしました。

次に、今後の都営向原団地の創出用地への市の対応についてであります。現時点では創出用地の北側の地区につきましては協議を続けております。また、創出用地の南側の地区の活用につきましては、現時点で東京都からの具体的な内容は示されていないところでもあります。市としましては、都営向原団地の創出用地の利活用につきまして、北側の地区と南側の地区を一帯のものとして協議を行うことが必要であると認識しているところでもあります。今後につきましては、将来のまちづくりの考え方を踏まえ、市民の皆様にとりまして最適な土地利用となりますよう、東京都との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、順次、幾つか再質問させていただきたいと思います。

それでは、最初、大雪の際の対策ということで少しお伺いさせていただければというふうに思います。

平成26年以來の大変な大雪ということで、さまざまな動きがあったというふうに思いますが、30年1月22日の大雪の市内の被害状況の詳細と除雪対応に関する詳細を少し教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の大雪につきましては、市長の答弁でもございましたように、気温が低くなり、市内の東西に延びる道路で、南側沿線にビルやマンション、団地等の大きな建物がある箇所の前面道路が凍結した箇所が多くございました。

被害状況でございますが、市が把握しております中での車両事故につきましては、車両がスリップし、道路脇のガードパイプを破損した事故が2件ございました。また、多摩湖の上堰堤から東大和市側に向かう車両が動けなくなったという警察署からの情報も入っておりますが、台数については把握してございません。また、歩行者の転倒事故につきましては、北多摩西部消防署に確認しましたところ、22日から24日までの3日間で救急搬送された方が2名ということでございました。市には、児童が転んだとの連絡も数件入っておりますことから、転倒された方はもっと多くいたかと思いますが、その把握はできてございません。

次に、除雪対応についてでございますが、東大和建設同友会の御協力を得まして、市内北部の市道第8号線、湖畔通りや上堰堤に抜ける2路線の道路など、急坂路線を中心に6路線をショベルローダー等の重機により除雪いただいております。また、市では東大和市駅前、玉川上水駅前の歩道、市道第1号線、用水北通りと市道第2号線、桜街道の南側歩道、その他、主要な箇所を都市建設部、環境部の職員を動員して実施してございます。市のショベルローダーを使用して除雪を行った路線も一部ございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

各地区で消防団の方も、大変お忙しい中、動かれていたというふうに思います。対応についての詳細を教えてくださいいただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 各消防団の対応についてでございます。各分団の判断によりまして、緊急時の火災出動等に備えまして、消防水利の確保を目的に、消火栓のある場所を中心とした除雪作業や、それから凍結防止剤の散布等を実施したところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

さまざま除雪の活動をしていただいたと思うんですが、具体的に地区ごとの課題が、平成26年の2月以降、それ以来の大雪だということだったと思いますんで、そのときの課題も踏まえて、地区ごとの課題のもし詳細があれば教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほども申し上げましたが、東西に延びる幹線道路について、道路の南側沿線に高い建物がある箇所の車道及び歩道の凍結が数多くございました。発生しました。中央通りや、ゆりのき通り、富士見通りなどがそうでございます。幹線道路の車道につきましては、交通量の関係から除雪対応に苦慮したところでございます。また、市内北部についてでございますが、急坂の道路が数多くございますが、除雪できる箇所は限られるため、多くの箇所の除雪は困難でございます。その他、積雪後は、必ず除雪しなければならない箇所がございまして、除雪が追いつかないような状況でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

現場で動いていただいたその結果として、消防団の皆様、そしてまた建設同友会の皆様から、幾つか多分、御要望が上がってるかなと思うんですが、課題を踏まえていただいた要望についての詳細を少し教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 私からは、消防団からの要望についてだけ御答弁させていただきたいと思いますが、当日は延べ78人の消防団員が除雪作業に従事していただきました。除雪に必要な資機材はございますし、それから凍結防止剤につきましても、事務局から適宜補充していることから、今回の除雪につきましては消防団からの要望は特にございませんでした。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 建設同友会からの要望についてでございますが、毎年12月に東大和建設同友会と調整会議を開いてございます。除雪の順序や除雪しました雪の置き場など、除雪対応の確認を行っているため、要望はほぼ解消している中で今回実施してございます。また、今回の会議の中、昨年12月の会議の中でございますが、一昨年の会議で上堰堤に抜ける2路線の道路を通行どめにする際は、警察官を配置してほしいとの要望を受けての協議を行いまして、今回につきましては警察署と調整の上、警察官を配置していただいたというところでございます。

また、今回の除雪実施後の新たな要望としてでございますが、建設同友会の中で業者間で連絡をスムーズにとるため、市の無線機を貸してほしいとの要望がございました。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

個別の市民から連絡、それからもしくは自治会ですね——等々からの御連絡もあったかなというふうに思うんですが、そのあたりの要望の詳細も少し教えていただけたらいいかなと思うんですが、お願いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市民の方からの要望でございますが、主な要望としましては、路面が凍結した状況での通学路で児童が転倒し、危ないので除雪してほしいとか、高齢で雪かきができず、路面が凍結してるので何とかしてほしい、家の前の道路が凍結しているので凍結防止剤をもらえないかなどがございました。

以上でございます。

申しわけございません。自治会からの要望についてでございますが、2年ほど前に自治会から急坂路線の除雪要望が1件ございました。こちらは武蔵大和駅近くの急坂でございまして、高齢になり雪かきが困難ということで、その後、積雪時には毎回、市のほうで除雪を行っている箇所がございます。あとは個人で市に連絡してくるケースがほとんどでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

丘陵地の高いところに住んでる地域からすると、建設同友会の皆さんであったり、それから消防団の皆さんに、すごく早い時間に雪をどけていただいたりしてる活動に、本当にありがたくて、大変高齢化率も高くて、自分の家の前もやるのがなかなか厳しいということが多く中で、非常に心から地域の皆さんは感謝しておりますし、また市の動きも非常に迅速に動いていただいていることは、本当に感謝にたえないなという思いがたくさんございます。

その中で、一旦帰っていただいて、その後、住民の力で、我々も高齢化の——自治会のほうも把握をして

おりますから、できる限りかけないお宅の前には伺って、雪かき等をさしていただいておりますが、翌日以降の先ほど課長からもお話ありますとおり、ブラックアイスバーンのようにかたくなっちゃってる状態が非常に多く、さまざまいろんな場所で見られたなということがなっているんですが、このあたり市道と都道のほうで、過去、質問もあったと思うんですが、このあたりのあのかたくなった路面も含めて、対応はどのようになっているのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 大雪の翌日、23日の対応につきましては先ほど述べたとおりでございますが、こちらは市道のことについてでございますが、2日目を降につきましては幹線道路の車道で凍結した箇所への凍結防止剤の散布や、市民の方からの要望箇所ですぐに除雪ができなかった箇所を順次実施してございます。主には生活道路の中の幹線的な道路であったり、通学路などを実施してございます。ただ、市民の方からはいろいろ除雪の御要望をいただいておりますが、市におきましては市民の方では除雪できないような幹線道路や急坂、歩行者の多い歩道を行うことを基本と考えてございまして、生活道路は地域の皆様で御協力して雪かきをお願いしたいと考えてございます。

また、都道についてでございますが、東京都北多摩北部建設事務所に確認しましたところ、翌日は業者委託によりまして車道や橋梁、急坂、カーブの部分、歩行者の多い横断歩道橋を重点的に行ったとのことでございます。その後は順次必要な箇所や、要望箇所等を実施したとのことでございます。市民から市に都道128号線などの除雪要望がございまして、市から東京都に依頼した箇所もございます。また、東京都では、自宅前の道路や歩道につきましては、基本は地域の皆様で行っていただきたいとのことございまして、市と同様の考えでございました。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

毎年、雪が予想される1月に、SNS等、高齢者のためにも市報への例えば告知であったり、折り込みなど、東京における雪対策ということで、テレビなどではさまざまやってるところを目にするんですが、先ほど小学生も把握はされてない部分があって、転倒も確かに多かったんじゃないかということも御発言ありましたし、また駅前の横断歩道の周辺も、夕方、夜にかけて職員の方が、私は武蔵大和が近いのであのあたりで非常にかたくなってる路面をよけていただいて、夜遅くまで作業をされてる姿も散見しましたが、先ほどSNS等で告知することということでお話ありましたので、ぜひわかっているながらも、なかなか子供たちへの例えば大雪の際の安全対策についてさまざま情報提供したり、それから車の関係もあるでしょうし、それから服装だったり、歩き方だったり、さまざま情報はある中でございますが、なかなか理解していただけない部分もあって、ああいう事故もあるのかなというふうに捉えているんですが、情報提供の詳細の今後について少しそこを教えてくださいなればというふうに思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど折り込みでの情報提供という話もございましたが、こちらにつきましては費用面もございまして難しい状況でございますが、市報、ホームページ等で除雪についてのお願いや、積雪時に気をつけることとして、安全面に対する車両運転での注意、歩行者に対しての注意等の情報提供を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

高齢化率が高い地域であっても、基本、住民の力でやっていただくということは間違いなことだというふ

うに思います。職員の皆さんの数も限られている中で、優先順位をつけて回っていただいているというふうに思いますので。ぜひ、先ほどお話ありましたとおり、市民への情報提供ということで、外に出る服装だったり歩き方だったり、また車の注意事項だったり、それからそのようなさまざまですね。特に今回の場合は、路面が最後かたくなって、非常にああいふ被害が多かったかなというふうに思ってるんですけども、幾つかのテレビではブラックアイスバーンの除去方法、一番適切な方法ということを通して、あれは非常にためになったかなというふうな部分も考えてるところありますので、あの件はよく高齢者の方から連絡いただいて、幾つものハンマーを買って壊したということも、私もあったんですが、多分、他の議員もいろいろそういう活動をされてきた方も多いいんじゃないかなというふうに思っております。なかなか、やっぱりそうすると、あの壊し方であったりどうすればいいんだということがわかってない市民の方も多いいので、情報提供できる部分があれば、ぜひ情報提供していただきたいというふうに思いますので、改めて精査をしていただきまして、来年度以降のぜひ取り組みに、生かしていただければというふうに思います。

それから建設同友会、それから消防団は特にということでしたが、要望が幾つか上がってたというふうに捉えておりますので、改めてまた30年の12月にまた会議をされると思いますので、ことしの教訓踏まえて取り組んでいただきますよう、要望させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大雪の件は、終わらしていただきたいと思ひます。

次、落ち葉清掃における美化活動ということで質問させていただければというふうに思ひます。

市内における国や東京都などの公有地に植えられている樹木落ち葉の清掃管理の責任の所在というか、そのあたりはどのようになってるのかちょっと教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 国や東京都などの公有地の落ち葉につきましては、その管理者が清掃等を行うべきと考えてございます。落ち葉が道路等に多数ある場合には、当該管理者に連絡し、清掃の依頼をさせていただきますが、落ち葉が広い範囲に散乱してしまった場合や、路面が落ち葉で滑るなど急を要する場合には、道路管理者であります市が清掃を行う場合もございます。しかしながら、樹木も多数ございまして、落ち葉の時期が秋から冬に集中しますことから、市民の皆様にも御協力いただいているような状況でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

落ち葉清掃に関する具体的な要望の多い地域だったり、自治会等の詳細を少し教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 私のほうからは、道路についての話をさせていただきます。

道路におきましては、多摩湖通りの清掃要望が毎年のようにございます。その他、街路樹が落葉樹の箇所ですね、市道第3号線、けやき通りであったり、市道9号線のいちよう通りなどでございますが、そのような落葉樹の箇所の落ち葉清掃の要望がございまして、定期的に清掃車による道路清掃を行っておりますことから、要望は少なく、いずれも個人の方からの要望でございます。自治会からの要望はございませんが、地域によりましては落ち葉清掃が大変であるとの話は聞いてございます。要望内容につきましては、落ち葉清掃の依頼や、落ち葉前に木を剪定してほしいなどがございます。

以上でございます。

○環境課長（関田孝志君） 私のほうからは、公園などにつきましてということで、市内でも樹木が多い狭山緑

地周辺、また下立野こども広場周辺、野火止の沿線ですね。要望につきましては、個人単位の要望が多く、小まめな清掃と落葉前の剪定というのがあるかと思えます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

多摩湖の周遊道路の落ち葉、これは非常に大変多くて、毎年、毎年、大変、自治会の協力等々ありながら、若手も駆り出されて毎日やるんですが、大変な量があることは職員の方もよく御存じだというふうに思っておりますが、今後は非常に不安で、去年まで出てきていただいた方が、ことし出てこれなくなっちゃったなというところも実は幾つかありまして、そこは横の地域のお宅でやってるということもあるんですが、道路の地形上、通りにたまたま若い人がいないとか、そういうところも幾つか散見される中で、道路清掃と、例えば雪かき、先ほどありましたけれども、その地域の事情と現状がよく見えるなというのが、やっぱりイコールになってるなということがありまして、地域で解決することなんです、なかなか地域で解決するにも限度が出てくるなということ非常に思いながら、いろいろ訪問させていただいてるということがやっぱりありまして、そのあたりをトータルして、何か対策していただけないかなということも踏まえて、ちょっと現状を伺ったということになります。

当然そうすると、宅地内に多くの落ち葉が入ってしまったということも多々あります。具体的な対応等が当然あると思えますので、その辺の落ち葉処理に関する対応をちょっと教えていただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） 宅地内の落ち葉についてなんですが、まことに申しわけないんですが、個々の住民の方をお願いしているというのが現状でございます。この場合、お申し出いただければ、事前にごみの回収用の袋をお配りしまして、ごみとして排出していただけたらというふうに考えてございます。また、量が大変多い場合には直接回収に伺う場合もございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどお話ありました腐葉土化の部分についてですが、野火止用水における腐葉土化の活動と現状と課題を少しこちらでも教えていただけますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 野火止用水の樹木の腐葉土化につきましては、12月の野火止クリーンデー、また日々のシルバーの清掃等により集めた落ち葉を、せせらぎの下流部分、こちらのほうに落ち葉どめを設けてございますので、ここで腐葉土化をしていると。また、できた腐葉土につきましては、御自由にお持ちくださいというふうに看板を掲げてございますので、必要な方が活用していただいているというふうに考えてございます。

課題といたしましては、野火止周辺の全ての落ち葉を処理するだけの能力はございません。ですので、落ち葉どめを新たに新設というような形にする場合には、景観などを踏まえて場所の確保が困難であると、このように考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど大変御苦労されて落ち葉掃きをしていただいている中でも、それを少し方向を変えて、北部のほうでも腐葉土化できる場所が欲しいなという話も幾つかいただいております。それで、府中市のほうで落ち葉を集めたら腐葉土化で返す、落ち葉の銀行のような形ですね、ああいう取り組みの施策をやってる自治体もあった

りとかする中で、北部地域のほうで腐葉土化の設置場所について、もし今後のお考え等ありましたら教えていただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） 北部につきましては、狭山緑地内にも数カ所、落ち葉どめを設置してございます。こちらのほうは、雑木林の会のほうで行っておりまして、この落ち葉どめについては腐葉土化というような活用の仕方ではなくて、生物多様性ということで、昆虫のすみか等になるような場所というふうに対応してございます。現在、新たに落ち葉どめを設置して腐葉土化を図るという考えは今持ち合わせはございませんが、自治会等の活動で今後落ち葉どめを、落ち葉処理として希望される場合には、御相談には応じたいというふうに考えてございますので、よろしく願います。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

自治会等、幾つか御相談にもしてきましたら、ぜひお答えをいただければというふうに思います。

先ほど私のほうで、落ち葉、それから雪のほうで、翌日以降の活動の状況を見ると、その地域における高齢化といろいろリンクしてるなという部分を感じるというふうにお話がさしていただきましたが、例えば近隣の自治体では、そういった道路の維持管理を個別に業者さんに委託するんじゃなく、市の一部業務を含んで包括的に道路管理業務を行っている自治体もあるというふうに従っております。それで、管理経費の削減はもちろんのこと、こういった落ち葉清掃またによる美化管理も含めて、この制度を導入したことによって道路維持管理に関する御意見が市民から半減したといった効果も出てるということがある中で、北部地域における住民の方の高齢化や、自治会や、また特にシニアクラブも組織力も弱まっているということもありまして、先ほど多摩湖の周遊道路のお話をさしていただきましたが、道路清掃における例えばシルバーの一部委託の管理なども、ぜひ検討していただきたいということもお話しつつ、またそういう活動をしながらも腐葉土化をする場所を設けていただくことで、少し住民のモチベーションがあつてということ、何か維持できればということもありますので、少し要望さしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

落ち葉清掃のほうも、終わりにさしていただければというふうに思います。

最後です。都営向原団地創出用地についてということで御質問さしていただければというふうに思います。

まずは①におきまして、平成29年第4回定例会以降の進捗状況ということで、お伺いさせていただければというふうに思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 進捗状況でございますが、市長が御答弁申し上げましたとおり、特別支援学校の設置の提案につきましては、現時点では設置について了承しておりません。平成29年12月に東京都はそうした状況において、特別支援学校建設に係る基本計画作成業務を実施をするとのことがありましたので、平成29年12月22日に都立特別支援学校建設に係る仮要望事項について、東京都に提出をしているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東京都が基本計画作業を実施する——基本計画の基本計画作成業務というお話ありましたが、どのようなものか少し教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 特別支援学校的设计等の予算要求に先立ちまして、住宅しか建

設できないという市の地区計画を理解した上で、土地の法的規制等の調査、建築プラン及び工事スケジュールの作成、概算経費の算出など、工事を施工する上での課題整理等を行うものとのことでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

12月22日ですね、こちらの都立仮要望書事項ということで提出をしたということになります。ここにも書いてありますとおり、東大和市を含む地域に特別支援学校の増設の必要性を認めてるところであります、今後の人口への減少の対応と当初のプロジェクト再開を求めていること、特別支援学校の建設ができない所有地を、特別支援学校用地とする理由が不明確であること、また南北の創出用地を一体のものとして整備を希望していることから、現状は了承をまだしていないと。そのような状況の中であるが、大変不本意でありますという一言もありますね、特別支援学校の整備を了承した場合の要望事項については、仮要望書として提出をしたということで大変、約20近くで、その他の仮要望も含めれば大変多くの要望を提出したというふうに受けとめております。

改めて、この要望を東京都に提出した経緯を、こちらですね、仮要望事項についてといったこと、提出した経緯を教えていただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 初めに、経緯でありますけれども、平成29年10月27日まで東京都との協議を行ってまいりました。その中では、東京都からは特別支援学校の設置につきまして、市の了解を得てから平成29年度に基礎調査を行うことを予定していると説明を受けておりました。ここでいう基礎調査が基本計画作成業務となります。特別支援学校の設置について、了解に達していない状況にありまして、東京都におきましては平成29年11月に基礎調査の着手期限が迫ってきましたことから、市に基礎調査の実施について情報提供を行った上で、基礎調査に係る契約情報の公表に至りました。それまでの東京都との協議におきまして、学校施設に対して希望がある場合、要望内容によっては事前にお話がないと対応できないこともあるとの説明を受けておりました。このことから、特別支援学校の整備を了承した場合の要望事項につきまして、基本計画作成業務実施に際して、学校施設の整備において事前に伝える必要があると思われる項目を整理をいたしまして、仮要望事項として提出をしたものであります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。経緯はよくわかりました。

20近くありますので、全て聞くわけにもいきませんので、幾つかだけちょっと聞かしていただければと思います。

雨水貯留層施設について要望を出しております。この要望に至った経緯を教えてくださいませんか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 雨水貯留施設でございますが、近年、突発的な集中豪雨が発生するたびに、特別支援学校の整備を予定しています地区と、それから東大和市駅間の都道などにおきまして、頻繁に道路冠水が発生しております。そのため、沿線住宅の浸水や通行車両への被害が起きておりますことから、地域にお住まいの皆様の懸案となっております。それを受けまして、この地域の道路冠水などによる被害を解消できるよう、東京都の負担によりまして雨水貯留施設の整備を要望しているものであります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

学校施設の開放についても要望を出していると思います。我が党としても同じようなことを出しておりますが、

そちらも少し教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 学校施設の地域開放であります。学校でありますので、広い敷地、あるいは多くの校舎等を初めとした建物が存在します。その中で、長く存在いたします施設といたしまして、ぜひ市民の利用につながればよろしいのではないかと考えておりますことから、屋外運動場、それから屋内の運動場としては体育館、また屋内温水プールなどの運動に関する施設の開放とあわせて、市民の集会等に御利用できるような目途といたしまして、特別教室の開放について申し上げます。市民の皆様が地域にある施設として利用ができるよう、学校教育で使用する以外の時間などは、地域に開放していただきたいと要望してございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

2次避難所の関係も提出してると思いますので、そちらも教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 2次避難所、福祉避難所の開設でございますが、学校が開設された場合に、市の協定を結ばせていただくことによりまして、2次避難所として活用させていただきたいという事は、市民の皆様の安全安心を担保する上で必要なものということで要望いたしました。また、あわせて2次避難所、福祉避難所の開設を優先させることを前提とした上で、災害の発生時には一般避難者向けの協力項目といたしまして、屋外運動場をいっつき避難所、いっつき避難場所として一般の避難者に開放することも求めています。これに関連いたしまして、災害対策用マンホール式トイレの整備なども挙げさせていただいております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

そうすると、その他、仮要望事項のところでもありますとおり、戸建ての住宅が建築された際に見込める税収に見合った財源の確保ということで記載が、こちらの年末にいただきました要望書にあります。こちらも少し詳細をちょっと教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 特別支援学校の整備を予定しております都営向原団地の創出用地につきましては、定期借地権つきの戸建て住宅を建築することが予定されていた用地でありました。特別支援学校が建設をされるということは、戸建て住宅が建築された場合と比較いたしますと、固定資産税、あるいは住宅を取得をして東大和市に転入される方の将来にわたる個人市民税などが見込めなくなるということになります。このことから戸建て住宅建築により期待することができました一定額の税収がなくなりますことから、市の自主財源に対しましても影響が出るのが想定できました。そこで、戸建て住宅が建築された際に見込める税収に見合う金額について、東京都として財源確保について御配慮いただくことを要望しているものであります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

特別支援学校の整備を了承した場合という条件におけるということで、仮定での要望事項ではもちろんあるようですが、東大和市においてさまざま市民からも要望の多い点も含めて、学校施設の整備面、また今課長のほうからお話ありましたが、財政面の配慮、要望事項の範囲も、非常に数も、先ほど20近くあると言いましたが、多岐にわたって要望を出してるなというふうには感じております。こちらを年末に出した以降の現在の進

捗はどのようになってるかを、お聞かせいただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 多岐にわたる要望事項でございまして、私どもの仮要望事項を提出をさせていただいた後は、その要望事項を東京都としてどのように考えるのか、検討を行うのかというところで、その検討のための調整等を市が挙げたその要望の背景であるとか、考え方などにつきまして調整を今行っているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） そうすると、東京都と今現在、調整を行っているということですので、間もなく3月、2カ月ということで数回、行われたかなと思うんですが、何か示されたこと等がもしあるのであれば、教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現在、調整中ではありますが、これまで東京都からお話をいただきましたことといたしましては、例えば地域開放の施設を整備する場合、東京都といたしましては、外部の方が利用する際の動線を考慮した施設の配置などについて、考える必要があるでしょうということの説明を受けております。また、屋内温水プールなど、経費がかかる整備の求めにつきましては、この地域開放につきまして整備のための費用であるとか、開放に当たる維持管理経費などについては、東大和市におきましても経費負担というものを求められておるところでございます。また、一番大きな施設といたしましては、地域の皆様の懸案であります雨水の対策といたしましての雨水貯留施設がございまして、この雨水貯留施設についても、引き続き調整を続けているところでございます。

特別支援学校が開設した後のまたその学校のカリキュラム、プログラム等の検討に係る項目など、さまざまな項目を今回、要望事項として挙げておりますので、今後も学校の開設が近くならなければ、最終的な確認がとれないものもありますので、引き続き詳細を確認する作業を、あるいは調整を続けていきたいと、また続くものと考えております。

以上であります。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東大和市としても、まだ設置を認めていないという中において、当然もともとの方向性がありましたから、そのプロジェクトでもって進んでいたということがありますので、それは当たり前の今の立場かなというふうには思っております。仮要望ということで出していますので、調整を続けていらっしゃるということですので、もしこの特別支援学校が進むようなことがあれば、当然市民にとにかくメリットがあるようなことについては、前向きに対応していただきたいということ、我々も直接交渉する立場では今ありませんので、もちろん。東大和市として皆さんが、市長も含めて、担当部含めて調整していただいているという中だと思っておりますので、もし仮要望のように進むのであれば、ぜひそのあたりは前向きに対応していただきたいというふうには、ここは申しつけさせていただければというふうに思います。

それから、前回のときもお話をしましたが、こちらの整備に関して、市内にお住まいになられている、現在、羽村のほうに通っているお母さんたちが——お母さん、お父さんたちもいらっしゃると思うんですが、市への要望があったかどうかということ、少しちょっと教えていただければというふうに思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現時点では、具体的な要望というのはありませんけれども、保護者から市長との面談を希望されているということが寄せられてはおります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

市長への面談の希望ということで、少しお母さんたちも動かれてるのかなというふうに思っております。特別支援学校に通われている児童・生徒の保護者の声を、ぜひ聞かれるとの予定であることですから、その声を担当部としても受けとめていただいて、東京都との調整に臨んでいただければということで、こちらを要望とさせていただきますと思います。

要望ということであれば、南側ですね、今先ほどまで北側のお話をさせていただきましたが、南側の創出用地に関して、東京都、東大和医師会から提出された要望の詳細、平成30年1月9日付で東大和市医師会会長から要望が出ております。こちらを受けて、東大和市における今後の対応をお聞かせいただければというふうに思います。こちら東大和市における東大和病院の老朽化、それから市内で唯一の病院において、市民に良質な高度医療を安定して提供するためにもということで、ずらずらと要望が記載をされております。この要望書を受けて、東大和としての対応を少しお聞かせいただければというふうに思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東大和市医師会からの要望ですが、この要望は平成30年1月17日に市に提出されました東大和市における医療体制の充実についての要望書であります。要望の内容は、東大和病院が築30年以上経過し、設備の老朽化が進んでいることから、現在の高度医療を維持し続けること、病院としての空間的環境を考えたときに、建て替え用地の取得が課題であるということ、東大和市医師会として東大和病院から聞いたとあります。その上で、東大和市医師会として、市内で唯一の病院において、市民に良質な高度医療を安定して提供するため、東大和市における医療体制の充実について検討する委員会を設置し、東大和市医師会内部での検討及び東大和病院との協議を重ねているという現状が書かれていました。

東大和市医師会としては、通常の診療に加え、災害時の対応を含め、救急医療におきましてもさらなる高度医療の充実などを東大和病院に求めているとのことであります。このような現状を理解して、東京都の創出用地を活用することにより、東大和病院の建て替えが可能となることについて、東京都に理解と協力をいただけるように、東大和市に尽力をお願いしたいという要望となっています。このことにつきましては、市としての対応を総合的に考えていく必要があると考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどお話したとおり、北側に関しては仮要望を提出し、そして南側のこの用地に関しては、東大和市医師会から要望書が出ているということで、今後、総合的なこちらの都営向原団地の東大和市としての対応を、総合してちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 先ほど議員のほうからも、仮要望事項の本文を読んでいたところでございますけれども、もともとこの創出用地につきましては、良質な住宅地としての計画があったわけでございます。また、地区計画につきましても、現時点では用途は住宅しか建たないというようなものになっております。そういうこともありまして、東大和市が期待してたのは、将来の人口とか、今後のまちづくりの観点から良質な住宅の建設を期待してましたし、今後もそういうことが実現するのが、市にとってメリットがあるのかなというふうに考えてるところでございます。

その上で、今お話がありましたように、北側と南側の利活用についても、御要望等いただいているところでございます。そういう中で、東大和市のスタンスとしましては、この創出用地の利活用につきましては、北側の地区と南側の地区を一体のものとして考えていく、そして東京都とも協議していくのが必要じゃないかという

ふうと考えてるところでございます。ですので、南側のほうにつきましては、先ほども御紹介ありましたように、東大和病院の建て替え用地としての利活用も出てきておりますので、その辺につきましても総合的に市として考えをまとめていく必要があるかなというふうに思っております。また、住宅の確保につきましても、まだまだ可能性があれば、その辺も模索していく必要があるかというふうに考えてるところでございます。そういう形で、さまざまな影響や可能性がありますので、市といたしましては、原則もう北側の地区と南側の地区は利活用一体で、しかも将来のまちづくりや、市民や、また周辺の住民の皆様にとってメリットを考えまして、最適な土地利用となりますように、東京都と引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最後になります、今幾つか企財部長からもお話ありましたが、当然良質な住宅ということに関しては、今後の税収等を含めて、若い人口が入ってくるということは、市の力そのものですから、そちらはそのまま要望として続けていただくのはもちろんですが、現状、北側では特別支援学校建設の提案、南側では病院の建て替え用地としての要望が出ておる中で、先ほども部長からもお話がありまして、人口抑制の観点や良質な住宅をつくるといったこの強い意向とあわせて、近隣商店等も経済効果は期待できる整備をすることが望ましいということで、いろいろお話をさせていただいたという経緯もありますので、そのあたりは十分に私も理解しております。

しかし、この先、東京都との当然協議が進んでいく中で、東大和市にとっては仮ですが、大きな計画の変更がもしあるのであれば、先ほどお話をした東京都に提出をした仮要望事項に関しては、当然多くの項目を実現をしていただくよう努力していただきたいということが、まず当然にあります。また、先ほどお話ありまして、これから保護者の方から要望書を受け取るということになるのかなというふうに思いますが、ぜひそのような方向になったときには、特別支援学校の保護者の皆様の心からの思いが恐らく伝えられると思いますので、寄り添っていただけるような行動をしていただくことをお願いをさせていただきます。

そして、また南側の創出用地については、地域の医療水準の維持と必要性とあわせて、当然医師会の皆さんの意向もありますので、また我が党としても要望を続けている小児の準夜間初期診療ではない、2次救急医療機関である武蔵村山病院にはある通常の緊急の小児対応のできる東大和市の病院の建設など、先ほど企財部長からもお話ありまして、北側と南側ですね、利活用、一体としてまちづくりや周辺の皆さん、土地利用を含めて、当然メリットがあることが一番だというふうに思っておりますので、東京都の協議をぜひ続けていただき、今3つのことをお話をさせていただきましたが、このあたりを実現できるように、その変更をする場合には実現できるよう強く要望させていただきますので、どうぞ慎重かつ綿密に打ち合わせを進めていただきますよう要望させていただきますというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（押本 修君） ここで、企画財政部長から発言の訂正がございますので、発言を許可いたします。

○企画財政部長（田代雄己君） 私の先ほどの蜂須賀議員の御答弁の中で、東大和病院の用地の関係です。創出用地の南側の地区につきましてはということで、東大和病院の建て替え用地ということで御答弁させていただきましたけれども、東大和病院の建て替え用地につきましては南北一体の中で検討していくということで、南側に今特定されているものでございませぬので、その南側の部分につきましては削除をお願いしたいと思います。以上でございます。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、スポーツに対する取り組みについて、ごみ行政について、行政改革についての3点、質問をさせていただきます。

1番、スポーツに対する取り組みについて。

①東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画について。

ア、今までの取り組み内容と成果は。

イ、東大和市が目指す姿と現時点における課題は。

②第51回市町村総合体育大会について。

ア、大会の概要、スケジュールは。

イ、東大和市の役割と実施に向けた取り組み状況と課題は。

2番、ごみ行政について。

①東大和市一般廃棄物処理基本計画について。

ア、計画当初からの取り組みに対する評価は。

イ、計画の遂行状況及び現時点での課題は。

②ごみ処理の将来について。

ア、今後、さらに取り組んでいこうとしている施策は。

イ、市が描くごみ行政における将来像と実現に向けた課題は。

3番、行政改革について。

①東大和市の行政改革の変遷について。

ア、行政改革に取り組んできた推移は。

イ、現在、未来に対する行政改革の目的は。

②行政改革の成果について。

ア、行政改革を進めてきたことによるメリットは。

イ、今後、行政改革を進めていく上での課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画の取り組み内容と成果についてであります。市では誰もが心身ともに健全で豊かな生活が送れることを願い、東大和市生涯学習推進計画審議会からの答申を踏まえ、平成29年3月、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定いたしました。現在は、この計画の基本理念であります豊かな人間性と文化を育むまちづくりの実現に向けて取り組んでいるところであります。なお、これまでの取り組み内容と成果につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、市が目指す姿と現時点における課題についてであります。市が目指す生涯学習・生涯スポーツ推進の基本理念を実現するため、5つの施策の方向を定めました。そのうち、スポーツに関しましては、スポーツ、レクリエーションの推進と生涯スポーツの仕組みづくりを掲げ、各種事業を行っているところであります。なお、現時点の課題など詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、第51回市町村総合体育大会についてであります。市町村総合体育大会は多摩地域の全市町村から選手が参加するスポーツ大会であり、平成30年度は東大和市が幹事市として運営することから、現在、東大和市体育協会を初め各市町村の体育協会、東京都市町村体育協会連合会と連携を図りながら準備を進めているところであります。なお、大会概要、スケジュール、実施に向けた課題等につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市一般廃棄物処理基本計画の取り組みに対する評価についてであります。現在の計画におきましては、廃棄物の推進指標の1つに、市民1人1日当たりの廃棄物排出量を700グラム以下にする目標を定めております。この目標につきましては、市民の皆様のご協力をいただき、平成28年度の実績で679.7グラムとなり、大きく下回ることができました。

次に、計画の施行状況と課題についてであります。計画に基づく廃棄物減量の推進を図るため、発生及び排出抑制につきましては、ペットボトルなどの資源物は購入したお店に戻していただく、「マイバッグ 資源を入れて お買い物」を初め、生ごみの堆肥化等を広く市民の皆様が取り組める施策を実施し、その内容が浸透しつつあると感じております。課題につきましては、最終処分先であります日の出町の二ツ塚処分場への焼却灰搬入配分量を超えていることであると考えております。

次に、今後の施策についてであります。現在、策定を進めております平成30年度以降の計画におきましては、継続した廃棄物減量に取り組むため、拡大生産者責任の推進のほか、食品廃棄物の減量や環境学習の実施などを考えております。

次に、ごみ行政の将来像と実現に向けた課題についてであります。廃棄物の処理につきましては、環境への負荷をできる限り低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築することが求められております。したがって、製造事業者等の役割を明確にし、生産、流通の段階にまでさかのぼり、一定の役割を果たしていただく拡大生産者責任のもと、適正処理が行われるものと考えております。課題につきましては、市民の皆様が生活スタイルに合わせた廃棄物減量に取り組めるよう、意識改革につながる減量施策の提供が必要であると考えております。

次に、行政改革の推移についてであります。当市では第1次行政改革大綱を平成9年度に策定し、現在の第5次行政改革大綱に至るまで約20年間にわたり行政改革に取り組んでまいりました。行政改革大綱では、行政改革推進の基本目標や改革課題を掲げ、具体的な取り組み項目を推進計画に示し進行管理しております。これまでの行政改革の主な取り組み内容は、民間活力の導入などによる職員数の削減、市民会館や体育施設等の

指定管理者制度の導入、保育園の民設民営化、使用料・手数料の見直し、土曜窓口の開設などとなっております。第5次行政改革大綱におきましても、行政改革推進の基本目標及び基本課題を掲げ、推進計画で具体的な取り組み項目を示し、全47項目について取り組む計画となっております。

次に、行政改革の目的についてであります。行政改革は市民サービスの向上、効果的、効率的な行政運営の実現を目的として取り組んでおります。行政を取り巻く環境が変化していく中で、限られた財源を最適に活用するためには、環境の変化に対応した行政運営が常に求められますことから、市民サービスの向上、効果的、効率的な行政運営の実現という行政改革の目的は、今後におきましても継続していくものと考えております。

次に、行政改革のメリットについてであります。直近の第4次行政改革大綱の取り組み結果で申し上げますと、市税のコンビニエンスストア納付の導入、住民票の写し等のコンビニエンスストア交付の導入、学校給食センターの調理配膳業務への民間活力の導入のほか、使用料・手数料の見直し、市民税の収納率の向上、事務管理経費の削減など、市民サービスの向上や効果的、効率的な行政運営の実現に成果があったと認識しております。

次に、今後の行政改革の課題についてであります。現在、第5次行政改革大綱及び推進計画に基づき、行政改革に取り組んでおります。このような中、まず推進計画に示された取り組み項目を着実に実行することが重要であると考えております。また、今以上に全職員が行政改革の目的を理解し、意識を高めて業務に取り組んでいくことが必要であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画の取り組み内容と成果につきまして御説明をいたします。

スポーツは、市民の皆様が生涯にわたり楽しみ、心身の健康づくりを進める上で非常に大切なものであると考えております。また、スポーツを通じての仲間づくり、人間関係を通じた地域づくりをする上でも、重要なものであると認識しております。計画では、いつでも、誰でも、どこでも、スポーツを楽しむことを推進目標に掲げ、週に1回以上、スポーツや運動をしている人の割合を、平成33年度には50%以上になるよう定めました。この推進目標を実現するため、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、スポーツ機会の拡大、東大和の特色を生かした活動と推進体制の整備に努めているところであります。具体的な成果につきましては、平成29年4月から計画がスタートしましたことから、今後、各事業の進捗状況により確認してまいります。

次に、市が目指す姿と現時点の課題についてであります。生涯スポーツ推進計画において、市は生涯スポーツの振興を実現するため、学校、スポーツ団体等との連携の強化に努め、子供のスポーツへの取り組みを支援するとともに、高齢者や障害者のスポーツにも積極的に取り組むことを明記いたしました。また、スポーツ・レクリエーション活動を充実させるため、誰もが気軽にスポーツに取り組めるよう、スポーツ教室や各種大会を開催するとともに、スポーツに関する情報提供や相談機能の強化に努めてまいります。今後の課題につきましては、スポーツをしない人に対する取り組みや、老朽化した施設を改修し、安全安心な環境をつくることであると考えております。

次に、第51回市町村総合体育大会の大会概要とスケジュールについてであります。市町村総合体育大会は昭和42年に立川市体育協会の主管により開催された第1回大会から始まり、現在に至っております。平成30年度に開催します第51回大会は、東大和市が30年ぶりに幹事市となり大会を運営することになっております。な

お、大会は平成30年7月21日から8月5日までの期間で、14競技、22種目を行い、成績に応じた総合得点で準位が決定されることになっております。

次に、実施に向けた大会期間中の具体的な取り組みとしましては、開会式、閉会式の準備のほか、当市が主管して行う陸上、卓球、ソフトテニス、バレーボール、軟式野球、ゲートボール、ソフトボールの7競技について、円滑に運営ができるよう調整をしているところであります。なお、課題としましては、各競技の運営を効率的に進めていけるよう、関係団体と緊密な協力体制を構築することであると認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

大項目の順に質問させていただきますが、その中の中項目、小項目につきましては、順序が逆になることもありますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

まず、スポーツに対する取り組みにつきまして、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画の中で、自治会加入率が減少しているからこそ、地域の生涯学習・生涯スポーツの必要性が今後の課題となりますという記載があります。言わんとすることは、ある程度わかるような気がするのですが、自治会の加入率と生涯スポーツの関連性がどのようになっているのか、またどのような根拠に基づいているのか、そのあたり詳細な御説明をお願いできますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 自治会加入率と生涯スポーツの関連性と、その根拠についてであります。生涯学習・生涯スポーツ推進計画の第2章では、自治会の加入率と生涯スポーツの関連性に触れております。現状の認識では、自治会への加入率が下がり、なおかつ地域活動に対する意識を持つ方も減りますと、自治会で行っている運動、体操、スポーツなどの行事に参加する方が減ることになると思います。

また、一例を申し上げますと、私どもが毎年行っておりますふれあい市民運動会、こちらには自治会単位で参加をいただいているところもございますので、自治会の加入率が下がりますと、ふれあい市民運動会に参加する方も、同様に減っていくというふうに考えております。そのため、自治会の活動に誰もが参加できるような運動や体操などのスポーツ活動を取り入れていただくことが、自治会活動の一つの魅力となり、加入率の減少に少しでもよい影響をもたらすことができるのではないかと考えております。自治会のことではあります。いかに自治会にスポーツ活動を取り入れていただくかということ課題といたしまして、計画の中に記載をしたということでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

生涯スポーツをめぐる現状につきまして、平成27年度末に実施したアンケートでは、日ごろスポーツや運動をしている人は42.4%、週に1日以上、スポーツや運動をしている人が35.6%という数値になっているようですが、この数値について市はどのように評価をしているのでしょうか。また、教育長の御答弁の中で、週1回以上スポーツや運動をしている人の割合を、平成33年度には50%以上になるように定めたとありましたが、50%以上とした理由、根拠というのはどのようなところにあるのでしょうか。また、その目標を達成するためにどのような取り組みをしていくのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） スポーツや運動をしている人の割合に対する市の評価についてであります。平成27年度に行いました市民意識調査のアンケートの結果では、日ごろスポーツや運動をしている人は42.4%

となっております。また、平成25年度では45.5%、平成15年は45.9%ということで減少傾向となっております。また、週1回以上、スポーツをしている人は35.6%で、25年度の45.5%、平成15年は45.9%ということで、こちらも減少傾向となっております。この数字に対しては、他国とも比較しますと、まだまだ低い数字であると認識しております。

次に、スポーツ実施する割合を50%以上に定めた理由、根拠についてであります。この調査を実施した平成27年度は週1回以上のスポーツを実施する割合が35.6%でありました。そして、この計画期間の最終年度である平成38年度には、東京都スポーツ推進計画の目標値と世界水準の70%を目標としますので、計画から5年後の中間時期までには、ほぼ真ん中あたりの50%以上を目指すということにしたということでございます。また、スポーツ実施率50%以上という目標値を達成するためには、スポーツ推進計画に掲げました20施策、40事業の着実に実行することが重要であると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

スポーツや運動は、個人で気軽に楽しめるものから、専門家の指導のもとに能力や技術を向上させ、競技大会等で一定の成績をおさめることを目的とするものまで、さまざまであります。計画には、一般のスポーツリーダーを育成、登録し、体育施設などで指導に当たる制度や取り組みはできていないと記載がされておりますが、これはそういった課題に対して市が率先して取り組んでいこうという意思表示であると理解することができるのですが、市としての御所見はいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） スポーツリーダーの育成についてであります。先ほどスポーツ実施率50%を達成するという答弁をいたしまして、そのためにはスポーツリーダーの存在が欠かせないというふうに考えております。そのために、現在、教育委員会で委嘱しております15人のスポーツ推進委員、また当市の体育協会の加盟団体の指導者などの協力を得まして、まずはスポーツリーダーを養成するための講座や研修会を開催することが、喫緊の課題であると認識してございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） そのスポーツリーダーを養成する講座を開設して、開催していくということですが、現時点でどのような検討をしているのか、どのような人を講師に迎え、どのような内容の講座を開設したいと考えているのかを教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） スポーツリーダーの養成講座の開催についてであります。現在は他市の先進事例などの情報収集をしている段階であります。今後につきましては、当市の体育協会が実施しているジュニア育成地域推進事業の中で、競技役員、指導者等に対して外部指導者による講演会などを実施していますので、まずは体育協会に相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 他市の事例を参考に情報収集ということですが、現在、市では上仲原公園や市民体育館といった体育施設の管理を Rond・スポーツに委託しております。そういったスポーツに関して、専門的な知識を持つ企業、団体との連携によってリーダーを育成していく、あるいはそのノウハウを吸収するといった取り組みがあると思いますが、どのようにされておりますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） スポーツリーダーの育成についてであります。指定管理者とはこれまでさまざまな場面で連携をしております。指定管理者は、スポーツに関する専門知識を持っている企業でありまし

て、トレーニングやレッスンの指導技術を身につけるため、現場指導者に対する研修を実施しているとのことであります。今後、スポーツリーダーの育成については、指定管理者にも御協力いただき、体育協会とも一緒になってスポーツリーダーの育成に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在、市内に設置されているスポーツ施設といたしましては、運動場、テニスコート、ゲートボール場、野外活動施設、体育館、プールといったものがあると思いますが、その設置状況は国のスポーツ施設整備基準や他市の状況と比較した場合、どのようになっていると認識しているのでしょうか。また、そのような認識のもとで、市としてはどのようにしていきたいと考えているのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 当市のスポーツ施設の設置状況であります。当市の現状と国のスポーツ施設整備基準を比較しますと、運動場、1万平方メートルの広場5カ所に対して2カ所分、テニスコートが16面に対して4面、体育館、720平米が4施設に対して2カ所分の広さとなっております。施設が不足している状況でございます。また、多摩地区の同規模人口の市と比較いたしましても、運動場、テニスコート、体育館、プールの分野において不足している状況であります。また、スポーツ施設の現状に対する対応についてであります。現在は老朽化している既存施設の整備を最優先させております。今後におきましては、東京街道団地の建て替え計画に伴う運動広場の整備や、民間施設の活用等に努めながら、不足するスポーツ施設を補ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） スポーツ施設の整備というのは、お金もさることながら、設置する場所の問題があると思います。人口規模8万5,000から6,000人に対して、東大和市の面積は13.42平方キロメートル、しかも市の北部には村山貯水池があり、有効活用できる敷地面積というのはもっと少なくなるわけです。スポーツ施設が充実している自治体で、人口規模だけでなく東大和市よりも面積的に狭い中、効果的な取り組みをしているような事例がありましたら教えていただきたいと思います。また、どのような点で参考にしたいと考えているのかも、あわせてお示しいただければと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 当市よりも人口が少なく、面積的に狭い自治体で行っている効果的な取り組みについてであります。国立市や狛江市では市内にある多摩川河川敷を活用して、野球場、サッカー場等を設置しております。また、国立市や清瀬市にあります流域下水道処理場では、屋上にテニスコートやサッカーグラウンドを整備し、利用していると聞いております。当市に直接当てはまる内容ではありませんが、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） さまざまな角度から情報を収集し、検討を進めていただくことを希望いたします。

教育長の御答弁の中で、老朽化施設を改修し、安心安全な環境をつくるのが課題であるとあったと思います。安心してスポーツが楽しめる環境づくりは、非常に重要であると理解いたしますが、老朽化が著しい施設としてはどのようなものがあり、どのような改修計画が進められているのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 老朽化が進んでいる施設についてであります。市内体育施設は上仲原公園が昭和56年、市民プールが昭和58年、桜が丘市民広場が昭和62年、市民体育館が昭和63年ということで、そのほとんどの施設が老朽化していると認識しております。そのため、計画的に東京都などの補助金を活用しながら、

順次改修しているところであります。直近では、市民体育館、第一体育室の冷房設備設置工事、上仲原公園野球場改修工事、市民プールのろ過装置配管等改修工事を行わせていただきました。平成30年度には、桜が丘市民広場バリアフリー化工事を予定しているところですが、まだまだ改修工事をしなければならないところがありますので、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） スポーツ施設の充実というのは、多くの市民が望んでいることであり、お金とスペースがあればどんどん押し進めていただきたいというところではあるのですが、厳しい財政状況の中で優先度の高い施策から、予算の配分をしていかなければなりません。そういった状況下において、お金をかけずに既存の施設をできる限り有効活用させながら、市民ニーズに応じていく必要があると思うのですが、なるべくお金をかけないで施設を整備、利用する方法として、どのようなことが考えられるでしょうか。また、実現のための取り組み状況はどのようになっているでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） スポーツ施設の整備についてであります。お金をかけずにということと考えますと、市の持ち出しを減らすと、そういう考え方で東京都などから補助金を活用して工事をすると、そういう施設整備をするというのが最も有効ではないかと考えるところでございます。具体的な例で申し上げますと、平成29年度では市民体育館の冷房設備設置工事の費用に、東京都のスポーツ施設整備費補助金、それから上仲原公園の野球場の改修工事には、独立法人日本スポーツ振興センター、スポーツ振興くじ助成金、こちらを活用して工事を行うことができました。また、お金をかけない利用方法としましては、これまでも行ってきておりますが、市内小中学校の校庭や体育館の施設の利用、また国や東京都、民間施設などをお貸しいただき、市民に利用してもらうことが考えられるところでございます。今後も借用が可能な施設がありましたら、積極的に相談をし、市民に使っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 学校の校庭や体育館等の施設の利用というのは、昔から行われていたと思いますが、学校施設の利用を推進する上での課題はどのようなところにあるでしょうか。また、課題解決のために市が考えていることは何でしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 学校施設を利用する上での課題ということでございますが、学校施設の利用につきましては、まずは学校行事が最優先ということでございまして、使用に支障がない日程のみ使わせていただいているという状況でございますので、利用団体が希望する日程が必ずしもとれない、そういうことがありますし、希望日が重なり合う、そういうことがありまして、なかなか簡単に調整がつかないことが課題というふうに認識しております。また、学校施設を利用していただく方々については、近所の方への騒音や迷惑駐車、またたばこの喫煙などのルール、こちらを守っていただき、利用していただくと。そのための周知徹底、こちらについても課題として認識しているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） スポーツというものは、施設を利用しなければできないというものではないと思っております。市内では、駅伝大会やロードレース、各種ウォーキングといった施設整備を必要としないイベントを多く開催しており、その点につきましては高く評価をしたいと思っておりますが、そういった施設に頼らない、言い方は余りよくないかもしれませんが、余りお金をかけずに多くの市民が参加し、楽しめるスポーツ振興策として、今後さらに押し進めていこうとしているものはありますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 誰もが参加でき、楽しめるスポーツ振興策についてであります。議員もおっしゃられましたように、例えば市が主催するロードレース大会や、ふれあい市民運動会などを初め、体育協会が主催するスポーツフェスティバルや歩こう会、指定管理者が行うみんなの Rond 体育館まつりなどは、誰もが参加できる行事となっております。ふだん運動をしていない人へのきっかけにもなりますことから、スポーツ振興の担当としましては、とても重要な取り組みであると思っております。現在は既存の事業を充実させることを基本とし、よりたくさんの市民の方が参加してもらえるよう、魅力あふれる内容になるよう検討しているところであります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 生涯スポーツの目標の中、「誰でもがスポーツを楽しむ～スポーツ機会の拡大～」と題して、障害者のスポーツにも積極的に取り組むとされております。障害のある方に楽しんでもらうためのスポーツ振興策として、現在考えていること、あるいは取り組んでいることはどのようなことがあるのでしょうか。また、その実現に向けての課題はどのような点でしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 障害のある方へのスポーツ振興施策についてであります。現在、スポーツ推進委員協議会の協力を得る中で、パラリンピック競技でもありますボッチャやバドミントン大会などを実施しております。その実施に当たりましては、市内の障害者団体や事業所への大会のPRをさせていただき、これまで多くの方々に御参加いただいております。また、中央公民館を拠点に活動しておりますビートクラブの方々とのスポーツイベントにも取り組んでおります。課題につきましては、行事を実施するに当たり、障害者の方々を含め、多くの参加者がみんなで一緒に楽しめるような競技内容にすることが、課題であると認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

第51回市町村総合体育大会につきましては、市長施政方針の中でも大会の成功に向けて取り組んでいきたいと述べておりました。ただ、その一言だけで終わってしまっていたところがあるんですが、大会を成功に導こうとする意気込み、あるいは市民への周知、市民の認知について市はどのようにお考えでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 第51回市町村総合体育大会についてであります。東大和市の幹事市というのは昭和63年以来、今回で2度目となります。昨年の第50回の閉会式では尾崎市長から、第51回の開催では幹事市の責任者として、多摩地域30市町村、体育協会の関係者や参加者の皆様を万全の体制でお迎えしますと、力強く宣言をいただきました。その後、社会教育課には担当主査が配属をされまして、それ以降、集中して準備を進めているところでございます。今後も関係市町村や関係機関等と連携し、大会を成功させてまいりたいと考えております。

あと、その大会の認知度というお話ですけども、まだまだ十分ではないという認識は持っております。そのことから、3月15日号には大会の概要等を市報でお知らせをする予定としておりますし、公式ホームページ、それからコミュニティビジョンとか教育委員会だより、体協だより、そのほか考えられる媒体を通して、市民の皆様にはPRをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） まだ、ほとんど知らない方が多くいらっしゃいますので、あらゆる機会を利用して市

民の認知度を高めていっていただきたいと思います。

この大会、30年ぶりの幹事市ということですが、大会運営に当たっての課題はどのようなところにあると認識しているでしょうか。先ほどの教育長の御答弁では、関係団体との緊密な協力体制の構築が挙げられていたと思いますが、そのほかに考えられることがあれば教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 大会運営に向けての課題についてであります。まずこの大会が30年ぶりということで、庁内に大会に関する事務を知ってる職員がいないということと、当時の資料が全く残ってないということがございます。そのために、昨年、幹事市であるあきる野市に不明な点を聞きながら事務を進めている状況でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 万全な体制でお迎えできるように、努力をしていただきたいと思います。

今回、当市が幹事市を務めることになったわけですが、市内で行われる競技種目としてはどのようなものがあり、会場はどこになるのでしょうか。教育長の御答弁の中で、主管する種目は7競技とのことでしたが、それらの競技を市内で行うのか、またそのほかに市内で実施する競技種目があるのかどうか、そのあたりを教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 今回の大会種目ですが、全体で14種目、22競技となっております。また、東大和市が主管する競技は7種目ありまして、そのうちの6種目、卓球男子、バレーボール男子を市民体育館で、ソフトテニス男子を都立東大和南公園テニスコートで、軟式野球を上仲原公園野球場で、ゲートボールを桜が丘市民広場で、ソフトボール男子を都立東大和南公園野球場で行います。残りの1種目は陸上競技、こちらは武蔵村山市内でございます東京経済大学村山グラウンドで行うことと決まっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市内で開催する競技種目につきまして、その会場の準備というのはどのように進められるのでしょうか。また、競技種目によってどのくらいの観客が来られるのか、その辺はわかりませんが、交通誘導の体制ですとか、会場近辺の駐車場の確保、また屋外の競技であれば近隣住民からの理解を求めるといった対策も必要になると思われそうですが、そのあたりの検討状況、対策等はいかがでしょうか。参考となった他市の事例があれば、それもあわせてお示しをいただければと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 競技種目ごとの会場準備についてであります。現在は当市の体育協会が中心となって、7種目の競技会場の準備を進めている状況であります。観客の対応についてであります。市民体育館と上仲原公園野球場には既設の観客席がありますが、その他の競技会場には特段、観客席を準備するための検討はしておりません。競技種目ごとの交通誘導、駐車場確保につきましては、大会プログラムに会場までの案内図を掲載しますが、会場の駐車場には台数に限りがありますので、会場周辺に臨時駐車場を確保できないか検討しております。また、大会に参加される選手、役員などに対しましては、できるだけ公共交通機関を御利用いただくようお願いしております。なお、会場周辺の方々への対応は、市報や立て看板等を通じてPRに努めてまいりたいと考えております。

参考事例ということですが、まずは昨年開催されましたあきる野市の開会式、閉会式と当市で主管する競技大会の会場を視察できたことは、大変参考になったと思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市町村総合体育大会ということですので、一般市民が参加するようなものではなく、

国体の多摩版のような形で市町村の対抗戦が行われるものと推察をいたしますが、競技という観点から考えたときに、市としての現時点での位置づけはどのようなものになっているのでしょうか。ただ参加することに意義があるという立場でいるのか、あるいは成績優秀者に褒賞金を出すとまではいなくても、特定の種目に力を入れて上位を目指そうと頑張っている個人もしくは団体に対して、何らかの支援を行っているのか、そのあたりを教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京都市町村総合体育大会の目的は、多摩地域の30自治体から参加する選手が、スポーツを通じて健康増進と体力の向上、日ごろの練習の成果を競い合う場であるとともに、各市町村の親睦と交流を深めることとなっております。市としましては、代表選手が同じまちの市民同士で競うのではなく、他の市町村の選手と競うということになりますので、上位に入賞すれば大変名誉なことであると思っております。また、この大会の位置づけとしましては、毎年行っておりますが、東京都民体育大会、こちらの大会に次ぐ大きな大会であると認識をしております。

また、参加する選手への支援ということでございますが、当市の参加チームにつきましては、体育協会から推薦された団体が東大和市代表として参加をしております。議員の言われるような成績優秀者への褒賞金というのは現在ございませんけれども、大会に対する負担金のほか、各競技団体に対します参加費と会場までの往復旅費を負担し、大会に出場していただいているという状況でございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） この市町村総合体育大会というのは、今回、東大和市は幹事市として開催をされるわけでありまして。毎年継続して、どこかの市が幹事市となって開催をしていくものと理解をいたしております。スポーツは参加するだけで楽しいものでありますが、こういった大会となると、やはり参加者、あるいは参加団体は前年よりも少しでも上位を狙いたいと考えるのが自然であると思っております。そういった参加者に対する支援として、今後、何か検討していきたいと考えていることがあれば教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 大会で上位を狙う選手への支援ということでございますけれども、現在そちらの支援について検討しているというものはございません。ただ、市としましては、引き続き大会参加者への参加費等の負担を続けてまいりたいと考えております。また、上位を狙う選手に限る話ではありませんけれども、大会に毎年参加されている選手が、今後も安心してスポーツができ、技術を日々磨いて大会に臨んでいただけるように、老朽化した既存施設の改修や充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） プロではありませんので、褒賞金を出せばいいというものではありませんが、参加するアスリートの方々が高いモチベーションを維持し続け、またさらに上を狙えるような、そういった気持ちを持てる御検討をしていただければと思います。

最後に、スポーツに対する取り組み全般に関するところでありますが、平昌オリンピックが先日閉会いたしました。パラリンピックは、これからということですが、日本国民に多くの感動を与えてくれたドラマがあったことは記憶に新しいと思います。市内でそういった話題性のあるスポーツを広めていくことができれば、スポーツ振興のみならず、まちの活性化、ひいては観光の推進といったさまざまな方面に対して効果があるのではないかと考えるのですが、市の考えとしてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） スポーツ振興を通じたまちの活性化等についてでありますけれども、東村山市においての話になりますけれども、今年12月のときに、2月12日でありますけれども、女子アイスホッケーの日本代

表として、東村山市民の方が出たということになっておりました。その試合の当日には、東村山駅西口にありますビルの中で、パブリックビューイングを設置し、たくさんの市民が集まって応援したと聞いております。当市でも、オリンピックやパラリンピックへ出場する選手が登場すれば、市全体が大変盛り上がり、まち全体で応援しようという機運が高まると思います。また、東大和市の認知度も向上することになると思っております。スポーツには、まちを元気にする力がありますし、議員の言われるような経済効果や観光事業への波及効果にも期待ができると思っております。私どもとしましては、議員が今言われました話題性のあるスポーツの情報、こちらを収集するとともに、市民の皆様が日ごろの練習の成果を発揮し、さまざまな大会で活躍ができるよう、今後も支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） オリンピック種目の中で、ひととき大きな感動を与えてくれた競技の1つに女子カーリングがあると思います。昨日、27日、朝のニュースでカーリングに対する街頭インタビューを行っており、その際に対応した方が、全員やってみたいという回答をされていたと。ネット検索をすると、東大和スケートセンターでは、カーリング教室が行われているということでもありますので、これを機会に東大和市からカーリングを広めていくような、そんな取り組みを検討していただくということはどうでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東大和市でカーリング競技を広めることについてでございますが、東大和市駅前のスケートセンターでは、東京カーリングクラブという団体が初心者向けの体験講習会を実施していることをごさしました。ただ、今年度については、もう既に募集が終了しているということで確認をしております。今回の平昌オリンピックを踏まえまして、カーリング競技の人气が高まることは間違いないというふうに考えてございますが、現在、スケートセンターとの連携はしていない状況でございます。そのため、カーリングを広めるという取り組みにつきましては、今後の課題とさせていただきますながら、せっかく市内にスケートセンターがありますので、何かできることがないかということについては、探してみたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、よろしく願いいたします。

今回、スポーツに対する取り組みについて伺わせていただきました。スポーツに対する取り組みを強化し、進めていくことは、現在、市で取り組んでおります介護予防のための東大和元気ゆうゆう体操を初めとした介護予防へつながっていくものと認識しております。厳しい財政状況のもとで、さまざまな施設をつくっていくことは難しいと思いますが、知恵を絞りながらお金をかけずに市民の体力向上、健康増進を図っていただけるよう、そんな施策を推進していただけたらと思います。

ことしの7月から8月にかけて開催される第51回市町村総合体育大会におきましては、30年ぶりに幹事市を務めるわけでありますから、事故のない安全な大会運営を目指していただくことを希望いたします。また、この大会を知らないという方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ市民に対する周知を積極的に進めていただきたいと思っております。

カーリングにつきましては、競技できる会場の少なさが問題になっているともされております。せっかくそういった施設があるのですから、オリンピックメンバーを呼んでということにはならないと思いますが、トップアスリートを呼んでの講習会や教室が開かれるような、そういった関係機関との連携を深めていく道を見つけていただけるよう、お願いをしたいと思います。そういったことを期待して、最初の質問を終了いたします。

2番目のごみ行政についてであります。廃棄物減量の推進において、平成28年度の実績が1人1日当たり679.7グラムとなったとの御答弁がありました。排出されるごみの種類ごとの量というのは、どのようになっていますでしょうか。直近3カ年ほどの推移を教えてください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 3カ年ということで、ごみの分類ということで、5種類で御説明させていただきます。また、100キロ未満は切り捨てということで、トンで御説明させていただきます。

26年度、可燃ごみにつきましては1万5,386トン、不燃ごみにつきましては923トン、粗大ごみにつきましては246トン、有害ごみにつきましては24トン、資源ごみにつきましては6,255トン、合計で2万2,837トンとなっております。

27年度、可燃ごみ、1万4,585トン、不燃ごみ、597トン、粗大ごみが274トン、有害ごみが28トン、資源ごみが6,068トン、合計で2万1,554トン。

続きまして、28年度になります。可燃ごみにつきましては1万4,461トン、不燃ごみにつきましては616トン、粗大ごみにつきましては310トン、有害ごみにつきましては30トン、資源ごみにつきましては5,898トン、合計で2万1,317トンということで減量してるという形でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 平成25年3月からスタートいたしました東大和市一般廃棄物処理基本計画では、資源、有害ごみを除いた衛生組合への搬入量について、1人1日当たり530グラムを目指すとあります。この数値と先ほどの679.9グラムの関係について教えてください。また、この平成28年度の実績で、この530グラムというのは達成されているのかどうかも、あわせてお願いします。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 今御答弁いただきました1人1日当たりの排出量ということで、御答弁させていただきます。議員は679.9グラムということで、実際679.7グラムの関係での御説明ということでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

こちらのほう、両方とも1人1日当たりのごみの排出量という形でございます。総排出量で計算させていただいた平成28年度の実績が679.7グラムと、そのような形でございます。その中から、衛生組合のほうに搬入していません有害ごみと資源ごみ、こちらのほうを除いた東大和市一般廃棄物処理基本計画での目標値が530グラムという形でございます。達成状況でございますが、平成28年度、こちら衛生組合の1人1日当たりの搬入量につきましては490.7グラムとなっております、目標については達成できていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ごみの減量、特に可燃物の減量につきましては、最終処分場であります日の出町の二ツ塚処分場への焼却灰搬入量を減らし、最終処分場の延命化に協力することであると理解しておりますが、市長答弁の中で、最終処分場である日の出町の二ツ塚処分場への焼却灰搬入量が、搬入配分量を超えているというのがありました。計画では、最終処分量は搬入配分量以下を目指となっておりますが、現状どのようになっているのでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 二ツ塚処分場への搬入状況でございますが、平成28年度の状況で申し上げます。平成28年度、焼却灰の配分量につきましては1,624トン、搬入量につきましては1,810トンとなっております、超過量につきましては186トンと、そのような状況でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 1人1日当たりのごみの排出量が減っている。しかも、排出量は、恐らく少ないほうから数えて、他市と比較しても上位に位置づけられるのではないかと思うのですが、それでも搬入配分量を超えているというのは、どのような原因によるものなのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） ニツ塚処分場の延命化ということに関しましては、搬入している組織市、25市1町につきましては削減を努力しておりますが、その中で当市におきましては、東京たま広域資源循環組合からの搬入配分量は超過しております。ただ、年々、超過量につきましては減少傾向にあるという形でございます。小平・村山・大和衛生組合で実施しておりますごみの組成分析、こちらを見ますと、紙類、厨芥類及び草や木、こちらのほうの可燃ごみが多く含まれておまして、その割合が高いと、そのような原因が考えられております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そのニツ塚最終処分場への搬入配分量を規定の範囲内に抑えるためには、今後どの程度の減量が必要になってくると考えているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 東京たま広域資源循環組合からいただいている配分量、焼却灰の搬入量につきましては、今1,624トンにするため、この努力という形になりますが、小平・村山・大和へ搬入しているごみ、こちらのほうの搬入量は今、約1万5,388トン、こちらになっております。こちらを、約ですが、大体1万3,800トン当たりには削減することがまず必要になります。こちらにつきましては、1人1日当たりの量という形になりますが、約50グラムほどの削減が必要になると、そのような形で考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市一般廃棄物処理基本計画の中で、拡大生産者責任の確立が課題として挙げられておりましたが、「マイバッグ 資源を入れて お買い物」の取り組み状況というのは、現在どのようになっていますでしょうか。また、将来的にペットボトルや容器包装プラスチックの店頭回収に向けた取り組みはどのように進めていこうとお考えでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらのほうの取り組み状況でございますが、駅前、また庁舎、横断幕の掲示をさせていただいてます。また、庁用自動車のマグネットの掲示も行っておりまして、またごみ分別アプリ、こちらを活用した中での掲載、また周知、そちらのほうをさせていただいてる状況でございます。また、今後の取り組みにつきましては、リサイクル協力店をふやしていくと、そのような形で市内の事業者の方に協力を求めていく、そのような形を考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

その協力店をふやしていくことに関して、その課題はどのような点にあるとお考えでしょうか。また、その消費者である市民に対して、意識を高めていくことについての課題はどのような点があるでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 協力店をふやしていくということにつきましては、まず処理、処分、こちらに要する経費の負担、事業者の方へ求めていくことになるという形、またこの回収についての一時保管場所としてのスペースなど、こちらについて必要になることから、それらの経費や場所、こちらについて課題だというふうに考えてございます。

また、市民の皆様の意識高揚につきましては、使用していただくに当たってのその利便性を高めていくこと、そちらについて課題があると、そのような形で考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 計画の中では、最終処分場の延命化に向け、最終処分ゼロに向けての研究を行うとされておりました。5年間にわたって何をどのように研究してきたのか、またその成果としてどのようなものがあるのか教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 最終処分量を減らしていくという形の取り組みになりますが、平成26年度にはまず戸別収集、また家庭ごみの有料化、こちらのほうを実施、開始させていただいております。平成27年度からにつきましては廃棄物広報紙「ごろすけだより」、こちらについて定期的な発行による情報の発信、提供を行っております。また、平成28年度からはごみ分別アプリ、こちらのほう導入させていただきまして、情報の発信いたしております。利便性の向上等に努めてるところでございます。成果としましては、市民の皆様へ協力により、市民1人1日当たりの廃棄物排出量が平成28年度実績で、多摩地区26市の中でも上位に位置しているということで、減量効果があるという形になってございます。最終処分ゼロへ向けた取り組みにつきましては、絶えず事業の検証、そういったものをしていかなければならない、またそういうことが必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

PDCAサイクルを実践していくということが、非常に重要だというふうに理解をいたします。

また、この計画の中では、生産者への働きかけを一つの目標としておりますが、具体的にどこに対してどのような働きかけを行い、どのような結果が出ているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 働きかけにつきましては、東京都市長会を通じまして、東京都へ拡大生産者責任の強化ということで、要請のほうさせていただいているところでございます。主な内容としましては、収集、運搬から、また選別、圧縮、こん包に至るまでのそちらのほうの経費につきましては、自治体が負担しているということから、自治体の財政を圧迫しているという現状、こちらのほう見直しを求めているところでございます。状況といたしましては、東京都におきましても制度の見直し等を国へ求めていると、そのような状況でございますが、まだ改善には至ってないと、そのような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 継続してお取り組みをいただければと思います。

この計画に基づきまして、日々の業務が遂行されていると思うのですが、日常の業務の中でどのような点に苦勞されているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） さまざまな本当に点で、このごみ行政、苦勞があるというふうに思ってます。また、市民の皆様へ、ごみ減量の取り組みをお知らせしておりますが、その中でやはり一部の方のマナーですね、こちらについてのやはりポイ捨てだったり、不法投棄、そちらのほうはまだ対応として挙げられるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ごみの不法投棄について、私もよく市役所のほうに連絡をさせていただいております。この点について、市として特に力を入れて取り組んでいる点、取り組みに対する成果等がありましたら教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 特に力を入れている点ということでございますが、まず定期的な巡回、こちらの

ほう委託も含めて行っておりまして、またその状況の変化、そういったところを見ていくこと、そういうことに努めております。また、ごみのごみを呼ぶと一般的に言われておりますことから、一定の時期を見まして清掃を実施し、排出者の手がかりになりそうなもの、こちらがありましたら、その排出者のほうに連絡をさせていただいて引き取りをお願いしていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） この計画全体につきまして、その推進をしていく上で、さらに強化をしていかなければならない取り組み、解決していくべき課題というのは、どのようなところにありましたでしょうか。また、その課題を乗り越えるために、どのようなことを行ってきたのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 可燃ごみの組成分析ということで、先ほど小平・村山・大和衛生組合のほうの組成分析の内容で、厨芥類という形がございました。そのことから、食材について必要な量を購入いただき、冷蔵庫の中を定期的に確認すること、食材を無駄にしないよう周知しておりますが、引き続きこちらについて強化して取り組む必要があると、そのような形で考えてございます。また、食品廃棄物を減らしていくことでは、市の行事においてフードドライブ、こちらのほうを実施してきているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成25年3月からスタートした、この東大和市一般廃棄物処理基本計画は、ここで改定されるということですが、この5カ年における計画の推進状況をどのように総括し、評価しているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 現在の基本計画におきましては、廃棄物の減量の推進の指標といたしまして、1つ目に市民1人1日当たりの廃棄物排出量を700グラム以下にすること、2つ目に衛生組合への廃棄物搬入量について1人1日当たり530グラム以下を目指すこと、また3つ目に最終処分量について搬入配分量、焼却灰について、こちらを搬入配分量以下にすること、この3つを挙げてございます。この5年間にしましては、1番と2番につきましてはクリアをしておりますが、3番の最終処分量、焼却灰につきましては、まだ少し私たちの努力も足りないのかなという形で考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今般、改定されるこの基本計画において、以前のものとは異なる新たな取り組みとして取り上げられていることは何でしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） ここで改定させていただきます改定後の基本計画、先ほど御答弁もさせていただきましたが、廃棄物の減量、こちらのほうの指標につきまして、新たにまた低い数字を設定させていただいております。また、食品廃棄物への取り組みを掲げ、それとあわせまして、こちらのほう清掃事業者さんの協力も得ながら環境学習、こちらのほうにも力を入れていくと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ、取り組み方法を進めていただければと思います。最後に、ごみ行政に関して市が描いているビジョンをお聞かせください。

○環境部長（松本幹男君） 現行計画の中では、東大和市の1人1日当たりのごみ排出量、こちらのほうは多摩地区の中で中庸でございました。ほぼ中庸を歩む中で、現行計画がスタートしまして、平成26年10月に家庭ごみの有料化を導入させていただきました。多くの市民の方に協力をいただいております。その結果、年々、ごみの量が減少していきまして、現在では上位5本の指に入るといふ、そこまでの状況を得ることが、市民の皆

様の協力によって得られております。したがって、引き続き上位が継続できるような形で、先ほど来申し上げておりますが、拡大生産者責任への推進、そちらと、あとは市民皆様のライフスタイルに応じた中で、皆様の意識が変わるような減量施策の情報の提供、そちらを努めていく中で、多摩地区の中で東大和市がごみの減量に一步リードした形がとれるような、そういった形を今後も目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

人が生活していく上で、必ず排出されるごみ、この処理が滞るようなことがあってはならないわけであり、行政に課せられた責任は極めて大きなものがあると思います。ごみを完全にゼロにするということは、なかなか不可能に近いものがあると思いますが、限りなくゼロに近づけていく努力を継続し、それを積み重ねていくことは非常に大切なことです。各自治体において、それぞれ実情に合わせたさまざまな取り組みが展開されていると思いますが、その中で取り入れることができるアイデアや手法については、しっかりと研究を重ね、そこに東大和市独自の考えを織りまぜながら、地に足つけた施策で取り組みを続けていっていただくことを期待して、2つ目の質問を終わりにいたします。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 午前中に引き続き、一般質問、再質問をさせていただきます。

3番目の行政改革について、幾つか伺わせていただきます。

行政改革は、平成9年から取り組まれているとの御答弁でした。第1次から始まり、現在は第5次行政改革大綱に基づき進められているとのことですが、その内容と成果について教えてください。

○行政管理課長（木村 西君） 行政改革の内容と成果についてでございます。第1次から第5次までの主な取り組み内容といたしましては、市民の利便性の向上、それから組織、人事管理、また歳入確保や歳出縮減などとなっております。また、その成果といたしましては、市民の利便性向上では、本庁舎窓口の土曜日開庁、また中央図書館の夜間開館の拡大、コンビニエンスストアでの市民税等の納付や住民票の写し等の交付などが挙げられます。また、組織、人事管理におきましては、民間活力の導入などによります職員数の減、人事評価制度の導入などが挙げられます。また、歳入確保、歳出の縮減におきましては、市税や国民健康保険税等の収納率の目標の達成、また使用料・手数料の見直し、事務管理経費等の縮減が挙げられるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成29年度から第5次行政改革がスタートしておりますが、第4次のものと比較して大きく異なっている点、新しく着手した改革という点でいくと、どのようなものがあるでしょうか。また、第4次からの積み残しとして、さらに改革を進めていかなければならないと感じている点は何かあるでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 基本目標や改革課題での大きく異なるところはございませんが、各取り組み項目の中におきまして、新たなものといたしましては、一例でございますけれども、市民本位の行政サービスの推進の中では、マイナンバーカードの活用による利便性の拡大、またわかりやすい窓口表示などが挙げられます。

さらに、改革を進めていかなければならない項目といたしましては、第4次行革大綱から継続して取り組んでおります公共施設のあり方の検討などを含めまして、第5次行政改革大綱推進計画に示されました47項目につきまして着実に実行していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 行政改革の目的は、市民サービスの向上、効果的・効率的な行政運営の実現であると御答弁の中で言われておりました。行政改革の取り組み内容として幾つか挙げられておりましたが、行政として大きな成果をおさめた取り組みとして、この改革によって市民サービスは大きく向上したと、市民に対して誇れるような、そういう取り組みとしてはどのようなものがあるでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 行政改革の取り組みによります大きな成果といたしますと、先ほど申し上げました本庁舎窓口の土曜日開庁、また中央図書館の夜間開館の拡大、それから市民会館、体育施設等の指定管理者制度の導入、これらをしたことによりまして、市民サービスの向上に大きく貢献できたものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成28年2月に実施した市民意識調査では、市が適正な行財政運営を進めるために何が重要かという質問に対して、市民の意見を取り入れるが約4割、職員の意識改革を図るが約3割、公共施設や窓口サービスを向上させるが約2割という結果であったとのことですが、この結果を受けてどのような取り組みにおいて、どのように市民の意見を取り入れていったのでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 市民の意見につきましては、例えば市長への手紙、あるいは窓口での対応、それからタウンミーティングやパブリックコメントなど、さまざまな場面におきまして御意見を伺いまして、それらを踏まえた行財政運営に努めているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 業務の効率化を図るためには、従事する職員が目的意識を持って、意欲的に日常の業務に取り組むことが重要であると考えます。そういった観点から、職員の意識改革を図るという意見が多く寄せられたのではないかと推察をするわけですが、職員の意識が市民にとってどのように映っていると考え、どのように意識改革をすることが市民サービスの向上につながると判断をされたのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 市民にとりまして、職員の意識、モチベーションが一番感じられるというのは、窓口等での接遇ではないかというふうに考えております。窓口での対応がしゃくし定規であったり、あるいは不親切であったりすれば、職員の意欲や意識というものに対して不信感を市民に持たれてしまうということになるかと思えます。こうしたことから、まず接遇力の強化による職員の意識改革を図ることが重要ではないかというふうに認識しております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） その意識改革というのは、どのような手法で行われているのでしょうか。また、もしある程度、何らかの成果が出ているのであれば、それはどのようなものであると評価をしているのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 市民に親しまれる市役所を目指して、昨年度、職員接遇マニュアルを改定しまして、こちらのマニュアルをベースにした接遇強化月間を実施しております。これによりまして、職員の接遇力の向上に取り組んできたところでございます。市民の皆様からは、挨拶が徹底されていて、気分よく用事を済ませることができたといったお褒めの言葉もいただいております。こうした取り組みが、職員の接遇力の向上とか

意識改革などの一連のつながりの中で、市民サービスの向上に寄与しているものと考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 職員の意識改革と言いましても、470名からの職員がいるわけでありまして。また、正規職員のみならず臨時職員、再任用、パートとさまざまな雇用形態の方々が働く中で、それぞれの意識も異なると思われますし、やる気に満ちあふれたパートさんもいれば、そのように見受けられない正規職員の方もいらっしゃるというのが、組織ではあるというふうには思っていますが、やる気のあるなしにかかわらず、日常の業務はこなしていかなければなりません。雇用形態別に基準があるかどうかというのはわかりませんが、業務に対する意識の持ち方、接客の仕方や職員間におけるコミュニケーションのとり方等々、行政改革、市民サービス向上の観点から、職員のレベルアップのためにどのようなことに取り組んでおられるのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 職員のレベルアップを目指すに当たりましては、正規職員に限らず再任用職員ですとか臨時職員、嘱託員の全ての職員が全体として取り組んでいく必要がございます。そのためには、まず正規職員が熱意や使命感を持って職務に取り組むといった目指すべき職員像を、こちらを人材育成基本方針に定めておりますので、接遇などの研修を繰り返し行うということをやっております。その上で、各職場におきまして、正規職員を通して臨時職員や嘱託員の指導を行いまして、職員全体のレベルアップに努めております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） やはり職員の方々のレベルアップと言いましても、その人間性を向上させる、人間力のアップというところにつながっていくと思います。市民との信頼関係、これもやはりコミュニケーション能力を初めとする人間力の向上というところにつながっていくと思いますので、継続的に取り組んでいかれることを希望しております。

行政改革の一つの成果として、指定管理者制度の導入があると思います。市民会館や体育館等のスポーツ施設において導入されておりますが、指定管理者の導入は行政改革を進める上でどのような効果があったのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 指定管理者制度の効果ではありますが、公務員が直接実施をしなくても行うことができる業務といたしまして、指定管理者制度によりまして、専門性のある事業者により業務が提供されることによりまして、市民サービスの質の向上を図ることができたものと認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 行政改革のまた重要な目的として、経費の縮減という点もあると思います。この経費の縮減に関して、仮に指定管理者制度を導入せずに自前による管理を継続した場合、人件費を含む費用の面、市民サービスの向上の面からどのようになっていたと考えられるのでしょうか。もし、また費用についてわかる範囲で結構ですので、数値による比較をお示しいただけたらと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 指定管理者制度の導入前、導入後の費用の比較として申し上げたいと思います。

まず、市民会館につきましては、平成21年度の予算大綱において、削減効果額は約6,000万円であるという説明をいたしました。

次に、体育施設につきましては、平成22年度の予算大綱で、削減効果額が約3,600万円であるという説明を行っております。

次に、市民サービスの質の向上が図られた例といたしまして、市民会館におきましては高齢者施設へのアウ

トリーチ事業の実施や地元企業との連携事業の実施、あるいはスケールメリットを生み出しての事業費の効率化が図られていることなどが挙げられます。また、体育施設におきましては、平日、個人の御利用の時間が午後11時まで延長されたこと、あるいは休館日が縮減されたことなど、御利用者様の利便性の拡大に向けた取り組みが進められております。このように、専門性を有する民間事業者を指定管理者とすることによりまして、市民サービスの向上が図られたと捉えております。

以上でございます。

- 10番（根岸聡彦君） 指定管理者を導入したことによって、経費の節減と市民サービスの向上、両面において貢献ができていているという点については高く評価をしたいと思ひますし、また継続的にそういった検証を行いながら、取り組みを進めていっていただきたいと思ひます。

この行政改革というのは、効果的・効率的な行財政運営もその目的としております。職員の意識について、そして指定管理者について伺いましたが、それ以外に重要なファクターとしてどのようなものがあるでしょうか。また、市職員の数についてはどのように評価をしているのでしょうか。

- 行政管理課長（木村 西君） 効果的・効率的な行財政運営を行っていくために必要なその他の要素といたしますと、行政改革大綱の取り組み項目にございますけれども、組織、事務分掌の見直しなどの組織の整備に関する取り組み、また人事評価制度の推進などの人材の育成に関する取り組み、これらであるというふうを考えております。

以上でございます。

- 企画課長（荒井亮二君） 続きまして、職員数の評価についてでございます。職員数の効率性をあらわします指標の1つに、職員1人当たり人口というものがございます。人口を職員数で除して算出するものでございますが、その数値が大きいほど職員1人当たりの受け持つ市民の方の数が多いこととなります。国の地方公共団体定員管理調査の結果をもとにしまして、平成28年度の状況を分析してみますと、当市の職員1人当たり人口は181.27人となっております。多摩地区の26市の平均は181.73人でございますことから、当市の順位といたしましては26市中15位という位置になってございます。この結果を見ますと、当市は26市の中でも平均的な状況にあるというふうを考えてございます。ただし、多摩地区の中でも各市で人口規模や行政環境にさまざまな違いがございますことから、単純比較することは難しく、1つの指標ということで考えてございます。

以上でございます。

- 10番（根岸聡彦君） 職員1人当たりの人口が181.27人と、26市中15位との御答弁でしたが、類似団体9市の状況について、正規職員だけでなく臨時職員等の他の雇用形態の方々も含めた数というのは把握されておりますでしょうか。

- 企画課長（荒井亮二君） 臨時職員等を含めました人数の比較ということでございますが、臨時職員等につきましては、任用期間が一定ではないことから、団体間の単純な比較は難しく、また類似団体との比較に関する詳細な情報も持ち合わせてございません。

以上でございます。

- 10番（根岸聡彦君） わかりました。

各市において、さまざまな事情等があると思ひます。人員の適正な配置に関しまして、職員の能力に合わせてバランスよく配置をすることが不可欠であると思ひますが、東大和市の状況というのはどのようになっておりますでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 人員の適正な配置に関する東大和市の状況についてでございます。国の地方公共団体定員管理調査の結果をもとにしまして、平成28年度の職員数につきまして、本市と都内類似団体9市の平均につきまして部門ごとに比較いたしますと、本市の主な傾向といたしましては、総務部門、民生部門、教育部門が平均よりも多くなってございます。また、土木部門に関しましては、平均よりも若干少なくなってございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そのことにつきましては、現在どのように評価をしておりますでしょうか。また、そのほかの点で把握している特徴、東大和市固有の事情のようなものがあれば教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 東大和市の部門ごとの職員数の評価及び特徴についてでございます。

まず、総務部門の職員数が多いことにつきましては、本市におきましては都内類似団体の中で見ますと、人口が上位にあること、また行政規模も比較的大きいというところで、内部管理に関する職員数が多くなっているところが考えられます。また、土木部門の職員数が少ないことにつきましては、各市の土木関係事業等の違いによりまして、本市は都内類似団体9市の平均よりも若干少ない状況になってるというふうに考えてございます。また、そのほか民生部門につきましては、平成28年には福祉施設として所管しておりましたみのり福祉園があったこと。また、教育部門につきましては、公民館や図書館の施設数等によりまして、両部門ともに平均よりも多くなっている傾向があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

第5次行政改革推進計画期間において、定員管理の目標値を定め、定員適正化を目指すという大綱には書かれてありますが、目標を定めるに当たりどのような調査を行い、どのようなスケジュール感で進めようとしているのでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 定員管理の目標値を定めるに当たりましては、本市の職員数の現状分析や他市等との比較、また今後の業務量の見込み等をもとにしまして算定をいたしてございます。本市の職員数は、都内類似団体の中では職員1人当たり人口が平均以上でございますが、その一方で、今後の急速な少子高齢化の進展等により業務量の増加等が見込まれてございます。そうした中、今後の定員管理の目標値につきましては、業務量に合わせた定員の拡充が必要になるという中ではございますけれども、民間活力の導入や業務の効率化を一層図ることによりまして、増員を抑えていくことといたしてございます。

今後の定員の適正化に関する進め方でございますが、定員管理の目標値を平成29年度につきましては、第4次行政改革推進計画の目標値と同じ476人と定めてございます。この後につきましては、毎年度、見直しを図りながら、平成33年度に向けて各年度1人ずつ減らしていくということとしてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 行政改革を進めるに当たり、市民サービスの向上、業務の効率化を目指すということは非常に重要なこととありますが、職員に過度な負担がかかるようなことがあってはならないと思います。行政改革を推し進める一方で、職員が意欲を持って働きやすい環境を整備することも必要であると考えているのですが、現在の職員の残業実態というのはどのように推移しておりますでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 職員の残業実態の推移でございますが、最近3年間の1人当たりの年間での時間外勤務の時間数を見ますと、まず平成26年度が140.0時間、27年度が141.7時間、28年度が139.1時間となっ

てございます。このように、毎年一定程度の時間外勤務が発生している状況です。こうした実態につきまして、事務の効率化を図るなどして、職員に過度の負担がかかることのないように、引き続き時間外勤務の抑制に努めていく必要があると認識しております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

残業時間につきましては、大体140時間ということですが、恐らく部署によるばらつきというものは、多少なりともあるというふうに思います。そういったばらつきをできる限り少なくしていくような適正配置、人員配置も含めてお願いをしていきたいと思っております。

最後に、働きやすい職場環境づくり、職員が意欲とゆとりを持って業務を行うことができる体制づくり、これも行政改革の中に含まれるものと考えますが、これまでの取り組みの中でそういった部分で成果を上げてきたもの、今後さらに取り組みを強化していく必要があると思われるものとして、どのようなことが挙げられるでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 効率的な行政運営を行うことに当たりましては、組織事務分掌の見直しや人材育成という面が欠かせないものというふうに認識しているところでございます。組織定員につきましては、毎年度、ヒアリングを行いまして、各課長にその組織の実態をお聞きして、課題を把握した上で事務分掌の見直しや定員に関して判断を行ってるところでございます。また、人事の所管部門におきましては、人事評価の活用や短期ジョブローテーションの実施、またキャリア意識の醸成など、人材育成基本方針を踏まえた人材育成や研修に取り組んでいるところでございます。今後もこのような取り組みによりまして、職員が働きやすい職場、そしてまた意欲を持って業務を行えるような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

行政改革というのは、市民サービスの向上、効果的・効率的な行政運営を目指して継続されるものですが、効率化という点にだけ目がいってしまい、サービスの質を落とすことになってしまえば意味がありません。今以上にそのサービスを向上させ、その質を高めていくために、今の組織のあり方は適正なのか、人数はどうか、正規職員と臨時職員、パート等のバランスはどうなっているか、さまざまな視点から取り組みを継続していただきたいと思います。きのうよりきょう、きょうよりあしたの進化を信じて、一步一步着実に進めていただくことを期待したいと思います。そして、その一方で、サービスの向上を目指す余り、職員の働き方に無理が発生することのないように、常に業務の見直し、スクラップ・アンド・ビルドを行いながら、削れる業務、やらなくてもいい業務を見つけ出し、無駄のない行政運営を目指していただきますようお願いをして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（押本 修君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。

通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、生産緑地と宅地について。

①いわゆる生産緑地の2022年問題と税制についてであります。

アとして、生産緑地の2022年問題とは何か。

次にイとして、市の現状は。

次にウとして、他自治体の対応は。

そしてエとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[6 番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、生産緑地の2022年問題についてであります。生産緑地は指定から30年が経過しますと所有者は市町村に買い取り申し出を行うことができ、生産緑地の2022年問題とは、生産緑地の多くが2022年に指定から30年を迎えることから、一斉に買い取りの申し出が行われ、市町村が買い取りに応じることができない場合、指定解除によって多くの生産緑地が宅地化される可能性があることでもあります。なお、仮に多くの生産緑地が一斉に宅地化された場合につきましては、地価への影響が予想されるところであります。

次に、市の現状についてであります。市の生産緑地は後継者不足や相続税の負担などから年々減少傾向にあります。現在の生産緑地の面積は44.63ヘクタールであります。このうち2022年に買い取り申し出が可能となる生産緑地は全体の65%に当たる約29ヘクタールであります。市としましては、平成29年の国の法改正を受けまして、生産緑地の下限面積を500平方メートルから300平方メートルに緩和するなど、生産緑地としての農地の保全に努めているところであります。

次に、他の自治体の対応についてであります。生産緑地の2022年問題は近隣市共通の課題と言えます。現時点で近隣市の対応について、具体的に把握していることはありませんが、防災機能など都市農地の有する多様な機能の発揮が期待される中、近隣市におきましても生産緑地の保全に取り組んでいくものと考えております。

次に、課題と今後の展開についてであります。生産緑地の買い取り申し出に対して、市が買い取りに応じることが難しい状況にある中、2022年問題につきましては、いかにして当該年以降も農業者の皆様が生産緑地として営農を継続していただけるかが課題と言えます。そのためには、法改正により創設された営農義務を10年間延長する特定生産緑地の指定について検討を進めていくとともに、特定生産緑地に関する税制についても周知していく必要があるものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、アの生産緑地の2022年問題とは何かであります。

改めまして、生産緑地の2022年問題の詳細を教えてくださいたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 少々古いんですけど、昭和60年代に入っところ、3大都市圏を中心としまし

て地価が高騰する中、市街化区域内の農地に対しまして宅地化の促進と税負担の公平の確保が求められておりました。これに対応するため、市街化区域内の農地を宅地化する農地と保全する農地とに区分いたしまして、宅地化する農地につきましては宅地化を図っていき、また保全する農地につきましては生産緑地地区に指定していくこととしまして、1991年に生産緑地法が改正されております。改正法に基づきまして、生産緑地に指定されますと固定資産税等の減額、軽減が受けられるなどの優遇措置がある一方で、指定から30年間は建築行為、原則として禁止されまして、農地としての使用が義務づけられるようになっております。法改正の翌年、1992年になりますけれど、改正後の生産緑地法に基づいて多くの農地が生産緑地地区に指定されております。指定から30年が経過しますと、生産緑地の所有者は市町村に対して買い取り申し出を行うことができますが、1992年に指定した生産緑地は2022年に30年が経過いたしますことから、一斉に買い取り申し出が提出されるという可能性がございます。市は財政上の制約から買い取りに応じることが難しく、生産緑地の指定解除により多くの生産緑地が宅地化される可能性がございます。以上のような状況を生産緑地の2022年問題と捉えております。

なお、仮に多くの生産緑地が一斉に宅地化された場合は、土地の需給バランスが崩れて、地価に影響するようなことが予想されております。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

ことは2018年でありますから、2022年というのは4年後になりますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック後の景気の動向というか、景況とともに語られることが多いものでありまして、今の御答弁にもありましたように、特に地価への影響が心配されるところだと思っています。

では、次にイの市の現状はにまいます。

この2022年問題の当市への影響というのをどう見ていらっしゃいますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 当市におきましても、1992年に改正後の生産緑地法に基づきまして約43ヘクタールの農地を生産緑地地区に指定してございます。この43ヘクタールの生産緑地は、25年ほどが経過いたしました現時点におきまして、約29ヘクタールまで減少しているものの、依然としてかなりの面積を指定している状況でございます。市といたしましては、都市農地でございます生産緑地を国が示したように、都市にあるべきものとして保全していきたいと考えております。その上で、仮に29ヘクタールの面積になりますけど、こちらの生産緑地が一斉に宅地化されたといたしますと、良好な都市環境の形成に対する影響が考えられるとともに、状況によっては人口や地価、市税などに影響が考えられるところだと思っております。

以上です。

○6番（大后治雄君） 影響としては、人口、それから地価、市税ですね、こういったようなところに影響があるというようなことだというふうな答弁だと思いますが、では現在、市のほうで取り組まれている対策というのは、こういったものがございますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 対策といたしましては、生産緑地の買い取り申し出が一斉に提出されぬように、農業者の皆様にも2022年以降も引き続き生産緑地として管理していただくことが重要だと考えております。そのためには、農業者の皆様にとって、引き続き営農していくことのメリットがやはり必要でございます、現行制度と同様に税制面でのインセンティブが欠かせないのではないかと考えております。

以上を踏まえまして、国のほうは国の施策といたしまして、営農義務を10年間延長する特定生産緑地の制度を創設したところでありまして、この制度は引き続き税の優遇制度を継続するものとなってございます。当市

といたしましても、特定生産緑地の制度全般について情報収集して、検討を進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

いろんな問題には、メリット・デメリット、両面あるかと思います。この問題の市民生活へのメリット・デメリットというのをどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 基本的な考え方といたしまして、生産緑地が一斉に宅地化されますと、景観や環境保全など良好な都市環境の形成に影響が及び、これが市民生活のデメリットにつながってくるというふうを考えております。また、個別の事情といたしましては、例えば仮に多くの生産緑地が一斉に宅地化されますと、市民の皆様から立場からは、それに伴う地価の下落による固定資産税の軽減や、不動産を取得しやすくなるなどのメリットがございます。

しかし、その反面、デメリットといたしましては、資産価値の低下などが考えられるところでございます。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

さまざまそういったようなデメリット、考えられるわけですが、次にこの問題の市行政本体のメリット・デメリットというのをどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 仮に多くの生産緑地が一斉に宅地化された場合の市行政本体への影響でございますけれども、生産緑地が一斉に宅地化されますと、税の優遇措置がなくなるため、一時的には市税収入の増加につながるものと考えております。ただし、行き過ぎた宅地化によって土地の需給バランスが崩れてしまったような場合は、地価への影響が考えられますが、特に区部において分譲マンションの価格や借家の賃料が下落した場合は、多摩地域からの人口流出なども危惧されるところでございます。

以上です。

○6番（大后治雄君） 区部と、それからこちらの市、多摩のほうの市部というのも、ちょっといろいろまたバランスによって、いろいろと変わってくるんだろうというふうに思いますけれども、ちょっと戻りますが、先ほどの御答弁にもありましたんですけども、土地の買い取りを求められたときの対応ですね、これを今どういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか、改めて伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 生産緑地の買い取り申し出につきましては、財源の制約がある上に、国や都の補助制度が現状ではないことから、買い取りに応じることが難しい状況でございます。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。まあ、買えないということだろうというふうに私は思うんですけども。

まあ、こういったいろいろ話が、ちょっと市民の方々の中にはわかっていらっしゃる方も当然いらっしゃるんですけども、そういった市民の方々からの問い合わせや要望、それからまた意見等というのは現状どういうふうなものが入っていらっしゃるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 市民の皆様から、生産緑地の2022年問題についてなんですけど、特に御意見等はいただいております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

特になんかということですけども、この問題では、今後、生産緑地の大幅な減少というところが危惧される部分もあるんですけども、当市が生産緑地のここ数年の総面積、それから増減率、そして今後の見通しというのを伺わしてください。

○都市計画課長（神山 尚君） まず、5年前の平成25年1月1日現在の生産緑地の面積でございますけれど、47.72ヘクタールでございます。3年前、27年の1月1日現在で46.59ヘクタール、現在、平成30年1月1日現在ですと44.63ヘクタールというふうになっております。この5年間で3.09ヘクタール、率にして6.5%の減となっております。今後におきましても、この傾向が続くというふうに考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） 着実に減ってくるというようなことなんですね。

この問題では、今申し上げたような生産緑地の減少というのが危惧されると同時に、農業従事者の方の減少なんかも大変危惧される場所だと思います。そこで、当市の農業従事者、それから農業従事世帯のここ数年の人口と、それから増減率、そして今後の見通しというのを伺わしてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 農業従事者及び同世帯の人口、こちらにつきましては5年ごとに調査を行っております農林業センサスの結果でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

東大和市の農業就業人口、センサスでは農業従事者数でございますが、平成17年が223人、平成22年が57人減少し166人、平成27年が5人増加し171人、10年間で52人の減少となっております。この10年間の増減率ですが、マイナス約23%となり、大きく減少している状況でございます。

農家世帯員数につきましては、平成17年が392人、平成22年が181人減少し211人となっております。平成27年が41人増加し252人、10年間では77人の減少となっております。この10年間の増減率でございますが、マイナスの約20%となり、全体として大きく減少しているところでございます。

今後の見通しでございますが、当市におきましては農業就業人口及び農家世帯員数が、平成22年以降の5年間で微増となっております。こうしたことから、今後の推移は見守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

世帯数を伺っていたんですけども、世帯員数ということで、世帯全体の数を伺う形になりましたが、微増になっている傾向があるというようなことですよ。ふえていくということは、大変そういった意味ではありがたい話だろうと思いますけども、全体としては今のところ減る傾向にあるのは間違いのないところで、今後もこれが大幅にふえるというようなところは、恐らくないだろうなというふうに思います。

この問題を発端、もしくは原因として地価が下がる可能性があるということですけども、まず直接に影響があるというのは、先ほどもいろいろありましたが、固定資産税と、それからそれに伴う都市計画税であると思います。そこで、当市の固定資産税と都市計画税のここ数年の総額と、それから増減率、そして今後の見通しというのを伺わしてください。

○課税課長（真野 淳君） 当市の固定資産税と都市計画税のここ数年の総額と増減率でございますが、数値につきましては平成27年度と28年度は決算調定額、それから29年度につきましては決算見込み調定額で申し上げます。

まず、固定資産税から申し上げます。

平成27年度は45億2,621万4,300円で、対前年度比は0.4%の増であります。平成28年度は45億8,446万4,600円で、対前年度比は1.3%の増であります。平成29年度は46億2,437万4,000円で、対前年度比は0.9%の増であります。今後の見通しでございますが、平成32年度までの固定資産税につきましては、平成30年度は評価がえの影響によりまして29年度を若干下回ると見ておりますが、31年度と32年度は新築家屋の増加によりまして、増額になると見ております。

続きまして、都市計画税でございますが、平成27年度は9億6,184万9,200円で、対前年度比は0.7%の減であります。平成28年度は9億6,829万5,100円で、対前年度比は0.7%の増であります。平成29年度は9億7,608万7,000円で、対前年度比は0.8%の増であります。今後の見通しでございますが、平成32年度までの都市計画税につきましては、先ほど申し上げました固定資産税と同様でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

ほぼ固定資産税と都市計画税はリンクしながら動いているというようなところでもありますから、そうした傾向なんだろうと思います。また、景気の動向とともに微増をしているというような現状があると思います。ただ、問題はその2022年以降がどうなってくるかということなんですけども、ちょっとその辺はわからなさそうですね。ちょっとそのときになってみないとわからないんだろうなというふうな感じもありますが、また地価が下がっていく可能性があるということは、景気動向に鑑みて必ずしも好ましい結果を生まないものというふうに考えています。景気が下向いてしまえば、市税収入にも当然悪影響が及ぶと。そこで、当市の法人市民税にも影響があると思うんですが、ここ数年の総額と増減率、そして今後の見通しというのを伺わしてください。

○課税課長（真野 淳君） 当市の法人市民税のここ数年の総額と増減率でございますが、先ほどと同様に数値につきましては、平成27年度と28年度は決算調定額、29年度につきましては決算見込み調定額で申し上げます。

まず、平成27年度は4億8,193万7,700円で、対前年度比は16.5%の減であります。平成28年度は5億1,422万800円で、対前年度比は6.7%の増であります。平成29年度は5億1,763万4,000円で、対前年度比は0.7%の増であります。今後の見通しでございますが、平成32年度までの法人市民税につきましては、平成30年度は大きな増減はないと見ておりますが、31年度は法人税の税率の引き下げの影響によりまして減額になると見ております。また、平成32年度は法人市民税の法人税割の税率の引き下げの影響によりまして減額になると見ております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

いろんなファクターがあって、ちょっとずつ下がっていくというようなところであると思いますが、またさらに2022年以降の見通しというのは、ほぼついてないというようなことなんだろうと思います。

では、次にウの他自治体の対応はに移ってまいります。

この問題では、当市だけではなくて近隣自治体でも当市と同様に、生産緑地の大幅な減少というのが危惧される場所です。そこで、近隣自治体の生産緑地のここ数年の総面積と増減率、それから今後の見通しというのを伺わしてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 近隣の自治体ということで、立川市、小平市、東村山市、武蔵村山市の4市の合計でお答えしたいと思います。

平成25年時点での4市の合計は、約650ヘクタールでございます。平成27年時点で4市の合計は約620ヘクタール、平成29年時点で4市の合計は約600ヘクタールとなっております。平成25年から29年の4年間で、面積にして約50ヘクタール、率にして七、八%の減となっております。今後におきましても、この傾向が続くというふうに考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） 2年ごとに20から30ヘクタール、なくなってしまうというような状況ですから、仮にこの傾向が続いていくとすると、30年後にはないという状態になる可能性もあるというようなことなんでしょうかと思いますが、もちろんいろいろ人口が減少してみたり、いろんなものが減ってたりする可能性があるもので、いろんなファクターがあって、かなり先行きは不透明なんでしょうかと思いますが、いずれにしろ生産緑地は減る傾向にあるというようなことなんでしょうかと思いますが。

同様に、近隣自治体のその農業従事者、それから同じくそちらの世帯のここ数年の人口と増減率、そして今後の見通しというのを伺わしてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 近隣自治体の状況についてでございます。

先ほど当市の場合で申し上げましたとおり、27年の農林業センサス、こちらの結果でお答えをさせていただきます。また、世帯数が世帯員数になりますが、大変恐縮ですけど、手元の資料は世帯員数なので、そちらでお答えをさせていただきます。

近隣市の農業従事者数でございますけれども、武蔵村山市が平成27年で291人、平成17年からの10年間で117人減っております。率といたしますと、マイナスの約29%。東村山市が380人で、平成17年からの10年間で173人減少しており、率といたしますとマイナスの31%。いずれも東大和市の場合、こちらがマイナスの約23%ございましたけれども、こちらと比較しましてもさらに大きく減少しているといった状況でございます。

農家世帯員数で答えさせていただきますが、武蔵村山市が559人で、平成17年から10年間に171人の減、率といたしますとマイナスの約23%。東村山市が715人で、平成17年からの10年間で237人減少しまして、率といたしますとマイナスの約25%であります。農家世帯員数につきましては、東大和市と同様に平成22年からの5年間に増加しておりますが、農業従事者人口は東大和市と異なり減少しているといったデータが見てとれたものが資料としてございました。今後の見通しでございますけれども、当市と同様に推移を見守っていくといった状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

当市は、まだそういった意味では、まだましなのかなというような感じがとれるんですけども、まだよりましというだけで減る傾向には間違いないんじゃないかなというふうにも、これで見るとれるわけです。他自治体のほうが、より都市化が進む傾向があるのかなと。当市は、どちらかというとも都市化が割ともうとまりつつある状況だから、減る傾向が今のところ、とまってるということはないですね、少しに、多少ほかの自治体よりは少なくなっているというような感じを受けるわけなんですけども、なかなかほかのところも厳しいような状況で、多摩地区はそういう感じで変わらないというようなところ、印象を受けるわけです。

また、当市と同様に近隣自治体に関しましても、固定資産税と都市計画税の減少が危惧されるところでありますが、こちらのここ数年の総額と増減率、それから今後の見通しというのを伺わしてください。

○課税課長（真野 淳君） 近隣自治体の固定資産税と都市計画税のここ数年の総額と増減率でございますが、

立川税務署管内の5市の平均値で申し上げます。5市は、立川市、昭島市、国分寺市、国立市、武蔵村山市でございます。なお、先ほどと同様に、数値につきましては平成27年度と28年度は決算調定額、29年度は決算見込み調定額で申し上げます。

まず初めに、固定資産税から申し上げます。

平成27年度は82億8,645万1,680円で、対前年度比は0.7%の増であります。平成28年度は84億4,796万5,140円で、対前年度比は1.9%の増であります。平成29年度は85億6,093万4,600円で、対前年度比は1.3%の増であります。今後の見通しでございますが、平成30年度は地価の上昇や償却資産の増加によりまして29年度を上回ると見ております。なお、31年度以降につきましては、各自治体の地価の動向や企業の償却資産の増減によりますことから、現段階では把握できておりません。

次に、都市計画税でございますが、平成27年度は16億4,724万7,500円で、対前年度比は1.3%の増であります。平成28年度は16億7,426万8,720円で、対前年度比は1.6%の増であります。平成29年度は16億9,294万7,000円で、対前年度比は1.1%の増であります。今後の見通しでございますが、平成30年度は地価の上昇によりまして29年度を上回ると見ております。なお、平成31年度以降につきましては、各自治体の地価の状況によりますことから、現段階では把握できておりません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

ほぼ東大和市と同傾向であるというように見えてとれるわけです。

では、同様に近隣自治体の法人市民税のここ数年の総額と増減率、そして今後の見通しを伺わしてください。

○課税課長（真野 淳君） 近隣自治体の法人市民税のここ数年の総額と増減率でございますが、先ほどと同様に立川税務署管内の5市の平均値で申し上げます。数値につきましては、平成27年度と28年度は決算調定額、29年度は決算見込み調定額で申し上げます。

平成27年度は18億3,622万1,020円で、対前年度比は8.9%の減であります。28年度は16億6,618万6,340円で、対前年度比は9.3%の減であります。平成29年度は16億951万7,400円で、対前年度比は3.4%の減であります。今後の見通しでございますが、平成30年度は29年度を若干下回ると見ております。なお、31年度以降につきましては、各自治体の企業の業績によりますが、当市と同様に法人税の税率の引き下げの影響や、法人市民税の法人税割の税率の引き下げの影響によりまして減額になると見ております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 全体的に下がってきているというようなことですね。ちょっとこの傾向は、当市とは違うような感じはあるんですけども、各市のそれぞれのいろんな要因があらうかと思うので、正直、何とも言えないんですけども、このやっぱり景気の動向に乗れていない企業とか、それからまた市民の方のいろんな傾向があるんじゃないかなというふうに。ただ、そこはちょっと今のところ分析はできないと思いますので、何とも正直言えないんですけども、何にせよ、これからまた地価が下落すると、またさらに減る可能性もあるんじゃないかなというふうに思いますので、プラスになかなか転ずることは難しいのかなという感じだろーと思います。

では、そういったいろんな要素、傾向がある中で近隣自治体の2022年問題への対応について、何か把握されていたら教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 2022年までまだ数年を要しますことから、現時点で近隣自治体の対応について

具体的に把握していることはございません。生産緑地の2022年問題は、国の定めました生産緑地制度から生じる問題でございまして、国の定める税制とあわせて考える必要があります。このため、生産緑地を有する自治体は1市単独での対策は困難で、国の定める対策に基づいた対応が必要になると考えております。したがって、近隣自治体におきましても、国の施策として税制と一対となった営農義務を10年間延長する特定生産緑地の指定について情報収集し、検討を進めているものと考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

どこも同じなんですよ。まだ正直、国のほうの動向いかんでどういうふうにもなるような感じはあると思うんですが、言うまでもなく都市農業というのは重要なんですけども、どう転んでも生産緑地というのは減り続ける傾向にありまして、なかなか打開策というのが浮かばないんじゃないのかなというふう思うんですが、多摩地域限定というわけではないんで、多摩地域しか多分、生産緑地ないと思うので何うんですが、東京都全体の生産緑地のここ数年の総面積、それから増減率、そして今後の見通しというのを教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都全体の生産緑地につきまして、平成20年と平成28年、この2つの数値をお答えしたいと思います。

平成20年時点で面積は約3,600ヘクタールでございます。平成28年時点で面積は約3,200ヘクタールでございます。8年間で面積にして約400ヘクタール、率にして11%の減というふうになっております。今後におきましても、この傾向が続くというふうに考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

そうですね、8年間で400ヘクタール、11%、減ってしまっているというようなことでありますから、8年間で1割ですよ。この傾向が続くということであれば、合わせて80年ぐらいでなくなってしまうというようなことなんですけども、もちろんそのころの状況というのは正直わからないんで何とも言えないんですけども、とにかく減り続けていくというのは間違いのないような分析をされてるんだろうと思います。

では、先ほど国の動向いかんで、動向いろいろ変わってくるというようなことなんでしょうと思いますが、国とか、それから東京都の2022年問題の認識、それから当市のような基礎自治体への対応など、おわかりになる範囲で教えていただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 国は昨年6月、生産緑地法を改正しまして、生産緑地の下限面積を300平米とする緩和措置、それから生産緑地で農家レストランなどの建築を可能とする建築規制の緩和、また営農義務を10年間延長する特定生産緑地の指定制度の創設などの対策を行っております。

東京都におきましては、平成29年9月に策定いたしました多摩の振興プランにおきまして、2022年問題を取り上げ、その中で買い取り申し出を見据え、都市計画公園、緑地に位置づけるほか、市、町による農地の公有地化などにより、市民農園等としての利用を進めるなどの施策の方向性を示しております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時38分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

先ほど多摩地域にしか生産緑地はないなんていうざれごとを申し上げましたけども、練馬や世田谷にもあるんじゃないかなというようなところで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

では、生産緑地のこの2022年問題で、都市部の地価暴落は本当かというふうに題する参考文献があるんで、ちょっとそれをお話しさせていただきたいんですけども、2022年問題の前提というのは、こう記しています。ちょっと少々長くなるんですが、ちょっと御容赦いただきたいと思います。

2022年からさかのぼること30年前に、現行の生産緑地法が施行されたとき、不動産市場に大パニックが起こっている。バブルは既に崩壊していたが、地価が急上昇した余波を受け、賃料もかなり高水準に上がっていたところだ。そこに生産緑地法が施行され、生産緑地指定された土地は農地と同様の極端に低い税額になるが、それ以外は宅地並み課税されることになった。そうすると、所有しているだけで宅地として評価された高額の土地に対して、固定資産税、都市計画税が課せられる。2つの税率を足し合わせて1.7%なので、土地の評価額が1億円なら170万円を毎年払い続ける必要が生まれる。そのため、アパートが大量に建った。なぜなら、賃貸住宅を建てると固定資産税が6分の1に軽減されるなどの税制優遇があるからだ。結果として、バブルが崩壊していたところに、新規の賃貸住宅供給が大量に行われたので、需給バランスが悪化し、募集賃料が大幅に下がることになったのだ。一方、土地を売却する人は余りふえなかった。東京都の土地取引件数を見ると、バブル真っ最中には取引が激減していたものの、生産緑地法の施行で大幅にふえたとは言いがたい。実績値は1991年に7万9,792件、生産緑地法が施行された1992年に7万2,380件と減少し、翌年の1993年に7万8,254件となった。この件数は、最近、15年の平均件数、14万件超と比べてもかなり低い。つまり、農地を持つ地主の中では、土地を売る人は少数で、生産緑地にするかアパートを建てるかの2つの選択がなされたことになる。この土地に対する地主の保有意欲は、非常に高いものがあることを忘れてはならない。

そして、さらに2022年問題を、こう捉えています。

地主の土地所有意欲がいまだに強いのは、最近の相続対策としてのアパート着工の多さから明らかである。新規の賃貸住宅供給が多い場合、賃料が安くなりがち——中略——である。2022年問題で最も起こる確率が高いのは、土地の大量売却ではなく賃料が弱含むことなのだという事なんですね。土地の大量売却ではなく、賃料が弱含むことが、2022年問題だというふうに捉えているようですが、これだけでも市への影響は大きいものがあるというふうに考えられます。

そこで、伺いますが、賃料が弱含むことによる市税収入への影響というのをどういうふうに捉えられますでしょうか。また、その対策というのをどういうふうにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） 賃料が弱含むことによる市税収入への影響でございますが、2022年問題によりまして多くの生産緑地が一斉に宅地化されることにより、需給バランスが悪化した場合、不動産収入が減少し、個人市民税に影響を与えることが想定されます。当市の平成29年度の不動産所得の納税義務者数は2,113人で、税額としましては約3億2,300万円でございますので、现阶段ではどれだけの影響があるのか把握できておりませんが、この税額の一部に減額が見込まれると捉えております。

その対策についてでございますが、平成30年度税制改正によりまして、特定生産緑地に指定された場合は従前と同様の税制上の優遇措置が受けられることとなりますことから、当市におきましては宅地化への移行は少ないと見ております。また、対象となります生産緑地が住宅用地へ移行し、戸建て住宅が供給されたと仮定い

たしますと、固定資産税と都市計画税が増額になりますことから、個人市民税の減収分を補うことができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

生産緑地が住宅用地に移行して、戸建て住宅が供給されたというふうにと考えると、一時的に固定資産税と都市計画税が上がるというようなことなんだろうと思えますけども、恐らくそれはあくまでも一時的なものであって、地価が下がってくればおのずとどんどん下がってくるというようなことにもなると思うんですね。一時的には補えるけれども、将来的なことを考えれば、なかなか楽観的なことは言えないのではないかとこのように思うわけです。

先ほどの参考文献につきまして、もうちょっと続けさせていただきたいと思うんですが、現在の地価が当時の約半額に下がっており、土地神話は崩壊していること、30年近く経過して農家の従事者の高齢化と後継者難が顕在化しており、農地の耕作者自体が減少していることである。そうなると、今回は売却は一定量ふえることがあり得るだろうというふうにも述べているわけです。

そして、次に問題になるのは土地がどこで出てくるかである。実は生産緑地は山手線の内側には一切ないと。東京23区の中で外周部に集中しており、65%は世田谷区と練馬区に存在する。世田谷区は高さ制限が厳しくなっており、既にマンション立地ではなくなりつつある。つまり、生産緑地の影響はマンション立地には及ばない。しかし、生産緑地指定の面積は、東京都の中でも都区部の428ヘクタールと比較して、都区部以外は2,796ヘクタールと6倍以上に及ぶ。この立地はマンションではなく戸建てになる。新築分譲戸建ての価格が、土地代、足す建築費、足す粗利益で形成されており、この土地代が安くなるのだから買いやすくなるであろう。その分、戸建てを所有している人は資産価値が落ちることを想定したほうがいい。

そして、生産緑地の2022年問題で地価が下落する可能性があるのは、郊外の土地、戸建てになると思われるとしております。郊外というのは、とりもなおさず市のような地域なのではないかとこのように考えられるわけです。

そこで、伺いますが、2022年問題で土地が下落した場合における市税収入への影響というのを改めて伺わしてください。また、その対策をどういうふうにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） 2022年問題で地価が下落した場合における市税収入への影響でございますが、固定資産税の評価、課税につきましては、地方税法並びに総務大臣が定めました固定資産評価基準に基づきまして行っております。固定資産の土地の価格は、売買実例価格をもとに示されます地価公示価格のおおむね7割とすることが規定されております。したがって、地価が下落した場合は、土地の固定資産評価額も引き下げる必要がございます。当市におきまして地価が下落した場合、1%の下落に対しまして固定資産税と都市計画税を合わせて約2,900万円の減額が見込まれると捉えております。その対策についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり宅地化への移行は少ないと見ておりますが、仮に地価の下落が7%程度以内であれば、個人市民税の減収分を考慮しても、今の税収を維持できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

若干ちょっと楽観的過ぎるかなという感じも受けるわけですけども、さまざまなファクターがあるのでね、なかなか見通しきかないというところはあるんだろうと思うんですけども、土地の下落1%につき

2,900万円の減収というようなことになりますから、そうですね、今後のことを考えると人口も減ってくる、また日本全体を見ても都市に人口が集中、さらにするといっても、東京のこちらの郊外よりは、やはり23区のほうにどうしても人がいってしまふ。23区のほうでも、徐々に徐々に人が減り始めれば、さらにこちらの多摩のほうではもっと減ってしまうというようなことになってくると思うんです。そうやって、やっぱり土地というのは欲しい人がいなくなれば、下落するのは当たり前ですよね。物の価値というのは、もともとそういうものですから。それを考えますと、どんどんどんどん郊外から都心回帰というような流れというのは、もはやとめられない状況になっているわけで、これが宅地化する、宅地化しないにかかわらず、その土地が欲しい、欲しくないというような基準で考えれば、皆さんやっぱり23区内の土地が欲しいわけですよね。そうすると、全国各地から23区のほうに、また集中、今でも集中をどんどんどんどんしてるわけですけども、これがさらに集中が加速する可能性があつて、多摩の地域はなかなかプラスに転ずるといふようなことといふのは、なかなか考えにくい、維持をしていくのが精いっぱいじゃないかなといふところなわけです。

いかに、その維持というのを考えなきゃいけないのかなといふところになってくると思うんですが、なかなかその答えといふのは見つからないと思うんですけども、結果的に、結果的といふかですね、結局のところその2022年問題に対する課題といふのはいろいろあるわけなんですけども、本市としてはこの2022年問題に対する課題といふのは、一体、何なんだといふふうに思われますか。

○都市計画課長（神山 尚君） 本市におきましては、2022年に指定から30年を迎える生産緑地でございますけど、現時点で約29ヘクタールほどございます。仮にこの全てが一斉に買い取り申し出が出た場合は、地価や人口など各方面へ影響が及ぶ可能性があると思つてございます。生産緑地は、供給機能、防災機能、景観・環境保全機能、交流機能など多様な機能を有しておりまして、これらの機能を発揮させ、良好な都市環境を形成していくことが、市民生活にとって重要であるといふふうに考えております。そのためには、国の定めたさまざまな対策について情報収集を行ひまして、都市農地の保全に結びつけていくことが大切であるといふふうに考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

近隣の自治体もそうなんですが、やはり国や都の動向でいろいろ変わってきてしまうといふようなところが非常に大きいと思つてですね。いろいろ国や都も、これから対策を本腰入れてくると思つてんですが、なかなか国や都もジャブジャブのお金があるわけではなくて、なかなか対策立てづらいつつあるところもあると思つてます。そうしたときに、当然基礎自治体にはもっとお金がないような状況で、買い取りはできないといふ状況でありますから、なかなか地価そのものを下げどめるといふようなことをやっていく対策といふのは、なかなか難しいのかなといふふうに思つてますが、市長はいろいろと、やはり日本一子育てしやすいまちといふことで、子育てしやすいまちといふことをやっぱりスローガンに持ってこられて、人口をふやす、それから若い人口、特に生産人口ですよね、こういったものをたくさんふやしていくことによって、市の活力をとどめるといふようなことを主眼に、恐らく日本一子育てしやすいまちといふのを掲げられてるんだらうと思つてます。やっぱり持続可能な市、持続可能な市民生活といふのを考えたときに、なかなか今のまま立ちどまっている、手をこまねいているといふのは、やはり座して死を待つといふようなことにつながるんだらうと思つてですね。

そういったようなこともありますから、いろいろなところを目を皿のようにして見ていただかなきゃいけないと。近隣自治体の動向なんかも、しっかり見ていただかなきゃいけないといふことになるんですが、今まで

いろいろ述べてまいりましたが、一応、まだ市長に伺ってないので、最後に改めて市長の御見解、御所見を伺いたと思います。

○市長（尾崎保夫君） 私の答弁、最後のところで、子育て日本一というところで言う予定だったんですけども、今先に質問者のほうに言葉が出てしまったんで。まあいろんなことはあるかと思えますけども、元農業者というか、そういう立場から発言さしてもらいますと、まず都市農地の考え方というのは、従前は公共、あるいは宅地化する農地というのが、都市農地であったという位置づけだったというふうに理解してるわけですけども、ただここで都市農業振興基本法でしょうか、それに基づく基本計画等、それからあと都市緑地法ですか、その辺のところを考えていきますと、先ほど私どもの職員のほうから答弁がありましたように、保存するという考え方に変わってきてると。要するに、180度変わったかなというふうには思っています。

それで、それを保存するために、じゃどうするかということと言いますと、まず500から300ということで、まずは緑地をふやそうということがあるかなというふうに思いますが、それともう一つは、直売所だとか農家レストランというのが直接できるようになったんですね。今はそこに、生産緑地にそういうものをつくりますと、その部分は緑地解除ということでひどい目に遭うということになりますんで、なかなかできないわけですけど、それができるということになったわけです。

そして、もう一つ大きなあれは、今度、生産緑地を賃貸借の対象になるんじゃないかと、まだならないんですけど、ではないかと、そんな遠くないうちになるんじゃないかなというふうな思いもございます。そうすることによって企業が直接農地を賃貸借できる、農地としてですね。もう一つ、大きいのは、各作業所、福祉作業所等を含めたNPO法人も直接契約ができるというふうな形になっていくということで、都市農業を少しでも農地としてしっかりと保存していくという意味では、意義ある方向に変わっていくんじゃないかなと。

そして、もう一つは、やはり10年の延長ということで、特定生産緑地制度というか、それができたという、これは10年ということですから選択をすれば、10年ということになるわけですけどね。ただ、これらを総合的にいろんなものを考えてみますと、やはり10年延長以外は、とりあえず確保と、それから対象を広げるという意味ということだと思えます。10年延長は、まあ先送りというふうに、私は考えていますね。10年たったらどうすんだということで、その抜本的な解決というのは、今のところこれらはあったとしてもないというの、相続というか、農業者自身がそれを農地として、先ほどいろんな活用方法は広がりましてけど、その方がもしお亡くなりになったときはどうなんですかということになると、そこではやはり同じようなことがまた起きてくるということですから、やっぱり抜本的に変えるということは、やっぱり相続税法を含めて、税法等も含めて変えてかないと都市農地は今ままではまた先送りはしてるけど、先にいって同じことになるんだろうというふうには思っています。

ですから、そういうところをしっかりと考えながら、私どもこの東大和で農業を営んでいる方、そういう方々、それとあと農協だとか含めた新しく制度の対象になるであろうと思われるような事業所等を含めて、いろんな関係団体の皆さんと東大和の生産緑地、強いて言えば都市農業、都市農地をどう守り、育てていくかということをしかりと対応をしていかないとだめかなと。他市がどうだということじゃなくて、東大和でどうするんだという考え方を、これから積極的に資料を集めながら、対応を考えていかないといけないのかなと。

それと、もう一つは、先ほど言ったように都や国に対して、やはりその辺の税制等を含めた抜本的な対策を考えていただくというか、対応するというところで、そういうふうなものも必要だなというふうに思っているところなんです。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

市長、いろんな重要な要素をいろいろおっしゃいました。例えば戦後の農地解放に始まる小作農の解放ですよ。それから、ずっと農業に関する法律というのは、それにずっと縛られていて、なかなか賃貸借ができるような状況になっていないというようなことなんだろうと思いますが、これから徐々に、いわゆる農業法人みたいのが出てきてみたり、それから企業とか、それからNPO法人ですね、そういったものに貸すことができるように、これからなってくるのではないかとというようなところなんだろうと思うんです。それに伴って、税法を変えなきゃいけない。それから、あと、やっぱり自治体としてできることというのは、いろいろ生産者の皆さんに、いろんな情報を提供するというようなことも大きいのではないかなど。直接市が営農するわけにいかないですから、そここのところはさまざまな国から来た、それから都から来たいろんな、こんなことをやってる、それから法人があるとか、こんなことをやってるNPOがあるとかというような、いろんな情報を、たくさんいろんな営農されてる方に情報を提供するというようなことが、一番重要なんではないかなど。また、いろいろそういった営農をされてる方々が相談に来られたときに、的確にいろんな相談に乗っていただいて、的確にその答えを導けるというようなことが必要なのかなと思います。その的確に答えを導くためには、自治体のほうでもたくさん情報を収集して、またいろんなやっぱり勉強していただかないといけないのかなというふうに思うわけです。

このように、徐々に徐々に生産緑地というものの減少が非常に著しいというような状況でありますけれども、やっぱり都市農業というのは非常に重要なんだろうなというようなことは、間違いなく私だけじゃなくて、ここにいらっしゃる皆さん、思ってるところだと思うんですね。農地のみならず、その農業従事者の減少に、やっぱり歯どめをまずかけるということが喫緊の課題なのかなというところもあります。そういった意味で、市、行政当局の皆さん、そしてまたここにいらっしゃる市議会議員の皆さん、またそれからたくさんの方の皆さんの英知を結集して、この難題に、非常に難しい問題ですけども、立ち向かうというようなことが必要なのかなというふうにも思うわけでありまして。

したがって、今後も引き続き私自身もこの問題に取り組んでまいりたいと思いますが、理事者の皆さんを初め、市職員の皆さん、ぜひ他自治体に決しておくれをとることなく、しっかりとお取り組みの継続をお願いしたいと思います。

以上で、私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和地仁美君

○議長（押本 修君） 次に、9番、和地仁美議員を指名いたします。

〔9番 和地仁美君 登壇〕

○9番（和地仁美君） 議席番号9番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は2つのテーマについて取り上げさせていただきます。

1つ目は、食育についてです。

食育という言葉は、明治期に活躍した食養医学の祖とされる石塚左玄と小説家の村井弦齋が使い始めたと言われていますが、現在のように食育という言葉が当然のように認識されるようになったのは、食育基本法が平成

17年6月に制定されたころからだと思います。また、農林水産省が平成29年3月に実施した食育に関する意識調査では、食育に関心があると回答した人の割合が79.6%にも上り、その理由については、がん、糖尿病など生活習慣病の増加が問題になっているから、食生活の乱れが問題になっているから、子供の心身の健全な発育のために必要だから、大量の食べ残しなど食品廃棄物が問題だからといったことが挙げられています。人生100年時代を見据えている今、健康寿命の延伸、医療費、介護費の抑制といった健康面で食が重要であることはもとより、グローバル化する社会の中で食を通して日本の文化を知ることや、食を通じて人と交流し、社会や世界を知ることの重要性も高まっていると思います。

このような状況において、当市議会でも複数の議員が食育について過去、一般質問で取り上げておりますが、今回、私は食習慣という言葉があるとおり、食に対する正しい知識を習慣として身につける上で、大切な時期の一つである小中学校における当市の取り組みについて確認させていただきたいと思います。

①東大和市の食育の取り組み方針は。

②現状について。

ア、各学校の取り組みは。

イ、学校以外の取り組みは。

③新学校給食センター稼働によって変化したことは。

④食育を充実することによる効果についての認識は。

そして⑤として、課題と今後の対応についてお聞かせください。

2つ目のテーマは、緑のまちづくりについてです。

平成11年に策定された現行の東大和市緑の基本計画の計画期間が平成30年度で満了することから、市は平成29年度、平成30年度の2カ年で本計画の改定を行っているところだと思います。これを機に、1月には「緑と水のネットワークづくりについて」というテーマでタウンミーティングが開催され、東大和市の現状から将来像まで、さまざまなお考えを伺うことができました。東大和市の魅力の一つは、緑豊かな点であることは間違いなく、さらに市内を緑や花の豊かなまちにすることは、市が進めている住みたいまち、住み続けたいまちの実現に寄与することになると考えます。

一方で、緑の保全にはさまざまなメンテナンスが必要で、何も手だてをせず市が目標としているまちになることは難しいと考えます。

そこで、以下、お尋ねします。

①緑のまちづくりについて、市が策定している関連する計画などにはどのようなものがあるか。また、それらに関連する市の内部の部や課は、もしくはほかの組織にはどのようなものがあり、それらの協力体制の現状は。

②緑のまちづくりを推進することで得られる効果についての認識は。

そして③として、目標に対する課題と対応についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、この場での質問は、ここまでで終了とさせていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔9 番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、食育についてであります。小中学校におけます食育についての目標としまし

ては、小学生では、食に関心を持ち、正しい知識に基づいた食行動をすること。中学生では、食の自己管理能力を高め、望ましい食習慣を身につけることとしております。各小中学校では、これらの目標達成に向けて、給食の時間のみならず各教科、領域の学習とも関連させながら取り組んでおります。また、学校以外の取り組みにおきましては、学校給食センター栄養士による保護者への情報提供や、学校訪問、PTA、保護者等を対象とした見学試食会を実施しております。新学校給食センター稼働による変化につきましては、献立の幅が広がったとともに、市内小学校の児童を対象とした社会科見学などを実施いたしました。食育を充実させていくことにより、小中学生の食育の目標に近づくとともに、教育課題の一つである学力向上にも大きな影響を与えるものと考えております。今後も学校給食の教育的効果をより引き出すために、栄養士等の専門性を生かす取り組みを進めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、緑のまちづくりに関連する市の計画と組織、その協体制についてであります。緑のまちづくりにつきましては、緑の基本計画を柱として取り組んでおり、その上位計画として東大和市基本計画と東大和市都市マスタープランが策定され、具体的施策を記載した東大和市緑の基本計画を策定しております。また、関連計画といたしましては、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略を初め、東大和市環境基本計画や東大和市農業振興計画などがあります。関連する部課等につきましては、都市計画課や環境課を初め土木課、産業振興課など多岐にわたり、相互の調整等を図り、市の緑の将来像の実現に向け取り組んでいるところであります。

次に、緑のまちづくりの推進の効果についてであります。緑の基本計画では基本方針の一つとして、緑あふれるまちをつくることを掲げております。狭山丘陵に象徴される緑は、市の貴重な資源であり、緑を保全しながら市街地の緑化を進めていくことは、まちの個性と彩りを創出し、魅力あるまちづくりの形成に寄与するものと考えております。

次に、緑のまちづくりの目標に対する課題と対応についてであります。現行の緑の基本計画では平成30年における緑地の確保量を目標として定めておりますが、農地や企業のグラウンドなどの減少により、目標の達成が難しい状況にあります。今後、市民との協働を進めながら、民有地も含めた緑化に取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、食育に関しての取り組みについてであります。各小中学校では児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、年間を通じて食に関する指導を行っております。各学校における具体的な取り組み内容につきましては、給食の時間に食事のマナーや栄養のバランスについて指導したり、各教科、領域の学習内容と関連づけながら、心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵、勤労などへの感謝、食文化などについても指導したりしております。

学校以外の取り組みといたしましては、給食センターで食育推進のための放送資料を作成し、全校で放送や掲示などを行うとともに、給食センターの栄養士が学校を訪問し、給食の献立を教材とした食育の推進を図っております。また、PTA、保護者の方を対象にした見学試食会を実施し、家庭での食育の推進を図っているところであります。

次に、新学校給食センターの稼働による変化についてであります。児童が新学校給食センターの施設設備を見学し、説明を受けることで、給食がさまざまな機械を使い、多くの人の手を経てでき上がっていることや、食べ物大切さ、人や自然に対する感謝の気持ちなど、学習の内容が広がり、理解も深まっています。ま

た、新しく始めたアレルギー除去食の提供について説明する中で、給食アレルギーについても学ぶ機会を用意いたしました。さらに、学習の前後に施設見学に関するアンケート調査を実施し、指導効果を確認するとともに、説明内容について改善、工夫にも努めているところであります。

次に、食育を充実することによる効果についてであります。児童・生徒が自身の健康に関心を持ち、日ごろの食生活を見直すきっかけになると認識しております。また、人と食事をとる際のマナー等が身についたり、食事を提供してくださる方々への感謝の気持ちが育ったりするなど、社会性が育まれていると考えております。その結果、心身ともに健康で丈夫な体がつくられ、児童・生徒の学力や体力の向上、豊かな心の育成にもつながるものと認識しております。

次に、食育の課題と今後の対応についてであります。現在、各学校におきましては、毎日の給食指導や各教科、領域の中で、食育の指導を行っていますが、主に担任が指導に当たり食育の学習を進めている状況があります。また、家庭との連携も重要であります。その啓発なども学校からの発信が中心となっております。今後さらに食育を充実させていくには、学校給食センターの栄養士や地域の方々などに、事業へのゲストティーチャーとして加わっていただくなど、専門性を身につけた方々にも協力していただくことが必要であると考えています。また、家庭との連携につきましても、学校から家庭への発信だけではなく、双方向で児童・生徒の実態や情報を共有しながら、学校と家庭における食育の充実を図っていくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、1点目の食育についてから再質問のほうをさせていただきたいと思えます。

市長の御答弁で示された小学生、中学生の東大和市の食育の目標は、福祉部健康課が策定している東大和市食育ガイドラインに明記されている年齢別食育の考え方と到達目標だとのことでした。このガイドラインには、このガイドラインの活用の仕方という内容が書かれているんですけども、市内の御家庭や保育園、幼稚園、小学校、中学校及び地域の子供を対象とする施設や団体が、共通認識のもとに各年齢に応じた食育を推進するというふうになっております。具体的には、ではこの食育ガイドラインですか、小学校、中学校でどのように活用されているのでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 小中学校におきましては、この東大和市食育ガイドライン、こちらを活用いたしまして、児童・生徒の発達段階に応じた目標、それから内容、そういうものを参考にしまして、食育の学校での全体計画及び年間指導計画というものを作成しているという状況でございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) このガイドライン、私も全部、目を通させていただいたんですけども、いわゆる年齢別、学齢というんですかね、それは小学校に入る前の小さいときから、こんなことを気をつけて指導していくとよいというような内容、それからもちろん成人になってからの部分も、この中には含まれていたと思うんですが、今の御答弁をお聞きしますと、その計画を作成する上で、その学齢に応じた目標を参考にしているということだと思うんですが、実際のこの食育という場面でどのように活用されているかということが、いま一つイメージできないので、そのあたりもちょっと教えていただけたらと思えます。

○学校教育部参事(岡田博史君) この東大和市食育ガイドラインに示されております発達段階ごとの目標、それから目指す状態等、こちらのほうを踏まえまして、例えば小学校におきましては全体計画の中で、低学年、

それから中学年、高学年というふうに、それぞれに目標を設定しております。それから、給食指導は年間を通じて行われるのですけれども、月ごとの目標をそのガイドラインに沿いまして設定をしているということになります。また、示されている配慮事項につきましては、実際に給食指導や食に関する指導を行うに当たって参考になるものとして、学校のほうで活用している状況でございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 活用というのは、難しい言葉で、活用しているというふうな部分は、どういうことなのかというのが、ちょっと見えてこないんですけども、このガイドラインには、東大和市食育推進ネットワーク会議で、保健、あとは教育分野を初めとするさまざまな分野の方が連携して、相互に食育の機会と場所を提供し、連携、協働した食育の推進活動を行うように努めるというふうにも書かれております。このネットワーク会議では、どのようなことが協議されているのでしょうか。また、そのネットワーク会議で行われた協議や、いろいろな活動について、今までの実績はどのようなものがあるのかということをお教えいただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） この東大和市食育推進ネットワーク会議ですが、教育指導課が出席をしているというような立場でお答えしたいというふうに思いますが、主に市のほうの各課、例えば保育課や給食課、健康課、あと教育指導課、または産業振興課、それから多摩立川保健所と、そのような課が食育推進状況等の情報交換を行ったりしております。また、健康のつどいの開催に当たりましての打ち合わせとか、管理栄養士等を招聘した研修会というものを行ったりしております。

教育指導課の実績といたしましては、毎年、各校の特色ある取り組み状況やアレルギー対策など、各学校での食育の取り組みについて情報発信を行っております。また、今年度の健康のつどいにおきましては、一小、十小、四中における野菜を使った調理実習について展示発表を行ったところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今の教育指導課の実績として、そこで得られた各校の特色ある取り組みを情報発信をしているということでしたけれども、その情報発信をして、その各校、全校がですね、例えば今、健康のつどいで、今のお話ですと一小、十小、それから四中ですか、そういうものを発表、展示発表されたような御答弁あったかと思うんですが、それを情報発信して、各校がそれを確認して、活用しているかどうかというようなことは、把握というか、確認はされてるのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） この健康のつどいでの展示発表については、周知はしているところですけども、それが情報共有されて活用してるかどうかということまでは、教育指導課のほうでは把握はできておりません。その内容を、例えば食育のリーダーが集まったときに話しをしたりとかというようなことはあるかもしれませんが、その詳細については把握はできてないというのが現状でございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 情報提供はしているけれども、それを活用するかしないかは、その学校もしくはその各校にいる食育リーダーですか——を務められている先生の御判断任せというような実態なのかなというふうに理解しました。

今回、この食育の質問を取り上げようと思ったのは、先日というか、発表された教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価という報告書を見てなんでけれども、これずっと毎年、公表されているものだと思います。その中に、健康教育の充実の施策というところがありまして、食育関連の取り組みについて

毎年書かれております。ですが、その実態が、大体毎年、同じような内容でして、具体性も、うんというような中、どんな食育が行われているのかなというの、いま一つ伝わってこないように私は感じております。市内の全校で、この食育の全体計画、食育の年間計画という、先ほど御答弁でもあったと思いますが、こちらの報告書にもそれを作成して取り組んでいるということが明記されておりますが、これらの計画は公表されているのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 現在、市内の小中学校において、この食育の全体計画、それから食育の年間計画というものは、全て計画をされているところですが、例えばホームページで必ず公表してるかという、公表されていないというのが事実でございます。校内において、その指導するに当たり、教員が活用していくものということで、現在は校内の中でそれを見て指導しているという状況になっております。

以上です。

○**9番（和地仁美君）** 学校には、いろいろな年間計画とかがあって、それを全て、例えば各校のホームページに掲載するとすると、物理的には難しくはないと思いますが、どれもこれもだと埋もれてしまって、本当に保護者の方とか地域の方に知っていただきたいものというものが、逆に見つけづらくなるかもしれませんが、この食育というものに関しては各御家庭の御理解や、それから一緒に取り組んでいただくことによる効果も期待できる分野ですし、今後、地域の方と開かれた学校という形でさまざま取り組みを行っていくのであれば、この食育、学校の教育関係じゃない方も、食育という分野においては非常に入りやすいものだと思いますので、ぜひともこれは公開すべきだというふうには私は思うんですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 今議員がおっしゃったように、これから食育というものについては、非常に重要な教育になるかと思えます。新学習指導要領におきましても、食育の充実について、保健体育だけではなくて、本当に各教科に関連して指導するというふうには述べられておりますし、社会に開かれた教育課程が求められているという形になります。今後、保護者や地域と一層連携を図っていくためにも、公開していくということについての必要性については、今後、重要なことというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** ぜひ、公開していただきたいですし、もしかして地域の方や御家庭、例えば年間計画でいろいろあるわけですよね、テーマがあったり、その身につけさせるべき何とかとかあってある中で、例えば家庭が協力できるものという欄ができて、今学校でこういうことをやってるから、じゃ家庭ではこういうことを一緒にやったらよりいいのかなというようなものもつくれたら、より具体的なものになるんじゃないかなというふうに思ったりもします。

この年間計画に対する——まあ先ほど言った報告書は、年間計画を立てて各校、取り組んでます、報告内容終わってます、その年間計画に対して、どれだけ達成したのか、もしくはどんな課題が見えてきたのか、こういう効果があることがあったので全校で共有したとか、そういったような活用したことが全く書かれてないんですが、そういった年間計画に対する検証というものは行われてるのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 学校におきましては、この食育の指導に限らないことではございますけれども、年間計画の検証について各校で行われてるところです。こちら中心になりますのは、先ほど申しました食育推進リーダーという教員がいるわけなんです、そこを中心に学校全体で評価、改善というものを行ってるところです。例えば今年度に改善された小学校の内容としましては、残菜を減らすための取り組み、こういうものを工夫して、多いから少なくしようとかという、そういう取り組みを今行っているということも例としてご

ざいます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 残菜というところは、いろいろところで耳にすることで、新学校給食センターの建て替えによって、いろいろいいメニューができるから残菜も減るだろうなんていう、あの建築計画が立ったときなんかもそういう御答弁も聞きましたけれども、その食育で、そういった残菜を今年度に関しては減らすための取り組みをして、効果があったというような今御答弁だったと思うんですけども、その工夫というのは、工夫というのはどういうことをしているのかとか、それでその工夫して成功した、もしくは非常に効果的だったということを、指導室で各校の情報を集約して、来年度のそれぞれの学校の実情に応じて、他校の例も参考に活用してくださいというような形で情報集約して、また発信するというようなことはされてるのでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 学校の取り組みの工夫についてでございますけれども、例えば先ほど申し上げました残菜率を下げていくという取り組みにつきましては、第十小学校におきましては、その残菜率を5%以下にしようというような目標を立てまして、取り組みをしているところでございます。こちらのほうの取り組み、工夫している点としましては、栄養士をゲストティーチャーとして、望ましい食習慣の育成とか、食事に伴う感謝の気持ちの醸成を図って、各学級で取り組んで成果を上げようというようなところもあるかと思えます。また、全体で残菜率を下げればいいという問題ではないかなという思いもしないでもないんですが、それぞれ各学級の担任が、その子に応じて、体の大きさだったりとか、そんなことも含めて自分に必要な給食だというようなことも含めて指導することによって、残菜率を下げていくというような、そんな取り組みの工夫がされてるのかなというふうに思っております。

食育は、体育科、先ほど申しました体育や家庭科、給食指導等に関連させて取り組むこととなりますので、各学校ごとに各教科の内容とか時期などを見直しをしまして、関連させることで一層効果的に取り組めるようにしているところでございます。学校ごとに評価、改善されました年間指導計画とか全体計画とかですね、こちらについては教育指導課のほうに提出をしていただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○9番(和地仁美君) 食育が学習指導要領の中でも明記されるようになって、私が子供のころは食育というものではなくて、ちょっと年配の女性のお食事マナーにうるさい担任の先生ですと、ちゃんと姿勢よく食べなさいとか、元気のいい体育系の先生が担任だったりすると、とにかく食べる、残さず食べるというような声かけをしていただいていたような時代でしたけれども、この児童・生徒への食に関する指導として、学校と連携して実施した食に関する指導の実績表というのが、先ほどの報告書に載っているという話をしましたが、今の御答弁ですと年間計画は指導室のほうに提出していただいていると把握しているということですが、毎年実施している回数というものを単年で見ないで、ちょっと経年で見てみたいなと思ひまして、こちらの報告書から私のほうで数字を抽出して表をつくらせていただきました。皆さん、聞いていただいている方にも、より御理解いただけるように、ここでこの資料の配付を議長において許可いただけますようお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長(押本 修君) ただいま和地仁美議員より申し出のありました資料配付につきまして、これを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（和地仁美君） こちら今配らせていただいた、こちらの資料なんですけれども、今現在、市のホームページの教育委員会のところでは、この平成19年度分、19年度からの管理執行点検及びというこの報告書がアップされておりますので、それを全てちょっと拾わせていただきました。

平成21年までの数字に米印をつけさせていただいてるんですが、この平成21年までは、多分、食育に関しては試行的な取り組みで、指定された学校だけで、指定された内容をやっているというような明記でしたので、それをどの学校で取り組んでいるかというのは、そこに文書で書いてありましたし、その学校でどんなことをやったかということも書いてありましたので、これはいわゆる一覧表からこちらに転記したのではなくて、その文章から私が19年から21年については回数を拾ったということです。

これを見ていただくと、非常にばらつきがある。多分皆さん、配られると自分の地域の小学校や中学校のところですぐ目がいくかもしれませんが、二桁でずっとやっているような小学校もあったり、ずっとゼロ、中学校はほとんどずっとゼロであったりというようなばらつきがあるんですが、この食に関する指導というふうに題目になっているんですね、この表が。この食に関する指導として、学校と連携して実施した食に関する指導の実績表のこの内容ですね、ここの数で計上されている。先ほど年間計画というお話ありましたけど、例えば年間計画にその回数があって、回数があるんだけど、ゼロ回で終わっちゃった学校があるのか、もともとその年間計画にそういうものは含んでいないという計画なのか、またこれやってる内容というのはどういうものなのかという、そこら辺を少し教えていただければと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 食育指導のやってる内容でございます。指導の内容につきましては、例えば28年度の例で申し上げますと、1年生には、給食の準備はできたかなと、白衣をきちんと着ようという形、手を洗って食べよう、なぜ手を洗うのかな。2年生では、食事のマナーって何だろう、食事をするときの食器の並べ方や持ち方を知ろう。3年生では、正しい箸の持ち方で食べているかな、こんな箸遣いはマナー違反。各学年共通で食べ物の不思議を知ろう、きょうの献立からとしてっております。そういったことをテーマとして実施して、血や肉をつくるもの、力や体温となるもの、体の調子をよくするものの授業を行いまして、おうちの人と考えるとして宿題を出し、次の授業で答え合わせやクラス、表情をつくったりして工夫してしております。

以上でございます。

○学校教育参事（岡田博史君） そのほか回数等について、全体計画の中にあるかというような御質問ですが、毎年、年度の開始前に各学校で全体計画というものを策定いたします。その全体計画の中には、栄養士を招聘するとか、そういうことであったりとか、または大ざっぱな内容というんでしょうか、今給食課長から話があったようなテーマとなるようなものが書かれているので、回数とか詳細な内容までの計画というのは、年度の開始後に給食センターの栄養士とかと相談して、調整をして実施していくというような形をとっているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ここにやった、要するにゼロ回のところから二桁でいっぱいやってるところまでっていうふうに数字になってますが、今給食課長のほうから、こんなことをやってるよというふうにありましたが、

年間計画の中で必要だと思う学校については、年度の初めに調整をして計画に盛り込むような、今御答弁あったと思いますが、この新年度というのは、毎年毎年、今ぐらいですか、いつぐらいの時期かわかりませんが、来年度こういう食育の年間計画で栄養士の方、もしくは地域の方とか、そういうのを来ていただくみたいな、その年間計画に盛り込む学校は、その関係するところと調整をして、計画に盛り込んでという理解でよろしいのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 年間計画や月ごとにどういうことを指導していくかということについては、年度の始まる前に、今ぐらいの時期に各学校で計画を立てていくと。そして、年度が始まると、それにのっとって指導していくという形になりますが、実際に例えば外部から栄養士であったりとか、ゲストティーチャーを迎えるといった形になりますと、それぞれの調整が入りますので、そのような場合には新しい年度に入った4月以降に、その詳細の内容であったりとか、または日時とか、もしかすると計画を立てても月がずれてしまったりというようなこともありますので、その調整を改めて新年度に入ってから行うという形になります。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** そうしますと、全校で年間計画をつくっていて、外、外部の方に指導をお願いするかどうかは、その各校のお考えだということですが、年間計画をつくっているのに、ずっとゼロが並んでいる学校はどういうふうに理解したらいいのでしょうか。これ、一覧表にしてみたんですけど、このばらつき、計画してるけど、じゃゼロというのはどういうことなんだというふうに思ってしまうんですが、このばらつきの原因というのは何なんのでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** この食に関する指導の実施状況には、ばらつきが確かにございます。この原因といたしましては、学校からの依頼に対して給食センターの東京都から配属された栄養士等を、学校に訪問してもらい、そして学級担任とともに食に関する授業を実施するという回数を掲載した表でございますけれども、ばらつきの原因としましては、年度によりましては、そうですね、1つは栄養士、栄養教諭の方の体調不良で欠員になったということ。また、年度によっては退職、年度途中で退職されてしまった。また、ある年度によっては、給食に伴います食物アレルギーの大きな事故がありましたので、学校での食の指導を取りやめて、再発防止に徹底するようにという、そういう年度もございました。また、退職されて欠員が生じた後に、新しく東大和の給食センターに配属された方に対しては、第一センター、第二センターで、各センター、2人ずつでございますけれども、小さい職場でございますので、その方の仕事をフォローして、東大和の給食、事故なく安全にということをやっていくためのフォローということで、その方への時間を割くということから、学校訪問という形もやむなくできなかったという年度もございました。

以上でございます。

○**議長（押本 修君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時48分 開議

○**議長（押本 修君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**9番（和地仁美君）** 今御答弁で、年によっては栄養士の方が病気になってしまったり退職されたり、そのアレルギーの事故があったため、そちらの安全性のほうを優先されたということだと思っておりますけれども、

ちょっと乱暴な言い方ですけど、大人の事情ですよ。子供が食育を受けるということは、学習指導要領でも定められてるわけで、もしくは大人の事情というのはちょっと言い過ぎだとして、一步引いて言えば、人についていちゃってるということですよ、事業が。その人がいなくなったらとか、人がちょっと都合ができなければできなくなるということは、非常に不安定な状況だと思うんですけども、このばらつき、各年、それぞれ今、さまざまな理由があつてゼロ回になってるところがあるというお話だったと思うんですけども、この報告書は単年でいつも数がありますから、ことしはゼロだったのかなというふうに見過ぎがちですけども、こうやって並べて見ると、非常にこのばらつきというものが、単年だけではなく長年行われているように見受けられるんですが、このばらつきに問題はないのかということと、対策が打たれていないのかということについて非常に不思議に思うんですけども、何か対策は打ってるんでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今配付されたこの表というものは、栄養士が学校に行つて、食育の指導を栄養士が出かけて行って実施した回数をまとめたものでございます。そういう中で、ばらつきが現にあるということとでございます。第二センターは、ここでいくと八小と十小を担当しておりまして、先ほどのような退職とかの事案がございましたので、安定して実施ができてきました。また、一小に関しましては、第一センターは一小を初めほかの八と十以外の小学校を担当しておりましたけども、年度によって、例えば22、23、24などはほかの学校もコンスタントにできたというのは、栄養教諭が配属されて理想的な形でできた年度もあつたということとでございます。ばらつきがあることは、いずれにしても課題だと認識しております。市といたしましても、東京都に栄養士、栄養教諭の配置をお願いするだけではなくて、平成29年度には市独自で栄養士を配置いたしました。そのような形で、このばらつきをならしていくといえますか、充実したものにしていくよということ、各学校にくまなく栄養士が派遣できるようにというふうには取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** 物理的に近いところはいっぱいやつてということに見えるんですが、今現在は新学校給食センター、1つの拠点で市内全域をカバーしてるわけですから、また環境も変わった中で、全学校に派遣できるような形という工夫が必要になってくるんじゃないかなと思います。

この表をちょっと見ていただくと、小学校と中学校の間にサポートという欄があるんですけども、サポート、下のほう4年間はちょっと斜めの線をさせていただきました。平成24年度までは、この一覧表の中にサポートルームについての食育の回数が、こういうふうに表示してあつたんですが、平成25年度からは突然この表の項目自体も削除されていると。その理由についても、例えば去年まではこうだったんですけども、今年度はこういう対策なので、この表はこういうふうにしますとか、別のところで報告しますとか、何の説明もなく、このサポートルームの表が消えるんですね。この原因について何か、どういうふうな背景があつたのか、実情について教えてください。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 平成25年度からサポートルームのほう、記載がないということについてでございますけども、表から削除されてる理由につきましては、当時の資料等を確認いたしましたけども、最終的には明確な理由は確認できませんでした。申しわけございません。

また、ここ数年、サポートルームへの訪問は実績としてはございません。サポートルームを含め、各学校から依頼があつた場合には、給食センター、栄養士のほうで積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ちょっとなぜだかもわからないということですが、食育というのは、教育長もよく口にされている、力強く生きる子供たちを、将来、社会に送り出すということで、食ということは勉強よりも大事というのはちょっと極端な言い方ですが、やはりきちんとした食を身につけるということは非常に大切なことだと思うので、サポートルームについてもきちんとした対応をしていただいたほうがいいんじゃないかというか、すべきだというふうに思います。

この食育というものは、壇上でも言わせていただきましたが、なかなか学習指導要領に書かれていながらも、どのようにやっていいのかわからないというような先生たちもいらっしゃると思いますし、あと具体的に教職課程で、この食育について、教育心理学とかそういう授業単位もありますけど、食育というものを教科以外にきちんとやるというような形もまだとられていないと思いますし、各先生方が御自身の体験、経験の中から多少のガイドを持ってやってるんだと思いますが、自治体によっては学校における食育の手引とか食育の教科書みたいなものを作成して、先生方に活用いただくような形をとってるところがあるんですけども、本市にはそういうものがあるのか、またないということであれば、その必要性についてのお考えを教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 食育の手引等については、東大和市のほうにはないということでございます。必要性につきましては、やはり今議員がおっしゃったように、担任が基本的には食育は指導してまいります。ですので、その中で補充としてというんでしょうかね、発展的に栄養士を招聘するとかということはありませんけども、そうすると確かに担任の指導というところによる部分が大きいと。そういう意味では、食育の手引、市としてこういうところを目指して、こんな指導をしていったほうがいいんじゃないかというような手引は、ある程度、必要性というのは高いかなというふうなことで考えておまして、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 先生たちもいろいろやることで大変だと思いますが、やはりこうやって報告書にも載せたり、もしくは指導要領にもあったりということですので、何かしら指導の手助けになるようなものを用意するというのも、一つは必要なことじゃないかなというふうに思います。

新学校給食センターができたわけですね、非常に大きな予算をかけて。新学校給食センター、老朽化でさまざまな、いわゆる現場、作業のほうで非常な御苦勞もあったとは思いますが、やはり議会としてもその建設を進めていいんじゃないかというのは、子供たちによりよい給食を提供し、そしていい食育の生きた教材にしてほしいという願いがあって、皆さん、そこに賛同したんだというふうに私、理解しております。新学校給食センターになって、食育により寄与するようになったメニュー、もしくは新学校給食センターが稼働してから充実できた食育の内容などがありましたら教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 新しい学校給食センターで、食育に寄与したメニューでございますが、大きな点といたしましては、個々食器になったことにより、主食、汁、主菜、副菜等でございますが、汁物、そのうちの汁物の回数をふやしました。今まではランチ皿であったために、1カ月に二十日くらい給食があるうち、五、六日、約4分の1程度だったんですけども、個々食器導入によりまして現在は4分の3程度、汁物を入れてございます。残りの4分の1も、汁が必要のない献立かなというものでやっておりますので、基本的にはほぼ入っております。そういったことで、日本の伝統的な和食のスタイルを意識した献立づくり、食器の配置、そういったものを行っております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 汁物が提供できるようになったという。個々食器を導入、強く希望されていた保護者の方たちは、やはりおわんを手を持って食べるとか、もちろんそのメニューの内容もそうですけれども、個々食器でないとやっぱり身につけられない食事のマナーというものがある中でのお話だったと思うんですけれども、例えば日本の迷い箸だとか、いろんな寄せ箸だとかありますよね、和食のマナーというか。おわんの持ち方も、こうやって持つのか、こうやって縁を持って、まあ手でやっても議事録には残りませんが、とにかくおわんの持ち方も、持てばいいというものではないですよ。そういった東大和市の中学校卒業まで、個々食器になったから最低限こういうことは聞いて卒業できる。大人になればなるほど、そういうことは言ってもらえなくなりますので、そういった、ここまでは一応指導しようというような全校共通の目標なり、そういったものはあるのでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) マナー等について、ここまでは指導すべきことだというようなことについては、はっきり申し上げて決まったものはございません。年間指導計画の中で、例えば食べて、口の中に入っているながら立ち歩かないとか、口の中に食べ物が入りながら話をしないとか、そういうマナーについては、月ごとの計画の中にも、よい食べ方を身につけましょうなんていう目標があるように、各担任に任せた状況の中で指導という形になりますが、決まったものはないというのが現状でございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 指導室の皆さんとか、あと教育委員会の皆さんも、多分、学校で給食の時間を一緒に過ごされたり、その食育の指導を見に行ったりという機会があると思うんですけど、個々食器になってどうですか、犬食いをしてる子がいない、例えば持ち方、そこら辺の率直な見た感想を教えてくださいなんでしょうけれども。

○学校教育部参事(岡田博史君) 年間で必ず各校に、給食の時間も含めて学校を訪問させていただいております。半分の学校には、教育委員の先生方も参加をして、給食も一緒に召し上がっていただいているところですが、マナーが悪いという話は聞きません。教育委員の先生方からは聞きません。みんなおいしくて食べていますと、また献立もよくなったという話も、教育委員のほうからは話は聞いてます。また、指導主事も必ず全校を回ったときには、給食指導も見ているところでございますので、指導主事のほうからも、何かマナーが悪いとか、逆に個々食器になって姿勢がいいとか、楽しく食べてるというような、そういう声のほうが多く聞こえてくるというような状況でございます。

以上です。

○9番(和地仁美君) 了解しました。

そういうお話を聞くと、新学校給食センターにしてよかったなという部分があると思うんですけれども、とはいえ先ほどのこの実施回数、それから担任の先生の指導について、手引のようなものもないという、人についている部分というのが非常に大きな食育になっているというふうにも実感いたしましたので、そこについてはやはり先生方も指導のしやすいような、何かしらの手引のようなもの、もしくは研修のようなものというものを御用意いただいて、それをやった上で、ぜひ今度、来年度以降のこの報告書の中で、ああこんなことが行われていて、新学校給食センターも、こう活用されているんで、大変な事業だったけど、やってよかったと、報告書を見て皆さんが思えるような内容を、ぜひ掲載していただけるようにやっていただきたいなと思います。

今マナーのこととかいろいろありましたけれども、食育という部分でいうと、学校の担任の先生だけではなくて、例えば多くの企業が出前講座とかいろいろやってらっしゃって、とても楽しい講座を繰り広げていただ

くというようなことがあります。例えば当市で言いますと森永さんがありますが、森永乳業さんも出前講座、学校にやっています。なので、先生方、大変であれば、こういった食品会社とかの特別事業を活用するというのも、一つの手だと思うんですが、当市の小学校、中学校の中で、こういった外部の出前講座など活用している実績はありますか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 今議員がおっしゃった企業との連携について、実施している学校は全校ではございませんが幾つかございます。例えばカルビーを招聘、会社の方を招いて、食事のバランスとか摂取のタイミングなどの学習。それから、東京ガスを招聘してのエコクッキングの学習とか、パルシステム東京を招聘して、稲づくりから食育の関係で授業をしたりとか、あと理研ですね、理研を招聘してワカメの食育授業というようなことを実施してる学校が複数校ございます。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** これもやってる学校、やってない学校ってあると思いますが、そういった情報を各校に提供してあげて活用できるように、そこは指導室のほうなのか、いわゆる全体的な中で、各校で調べて、各校でやれというのは難しいことだと思うので、そのような情報を各校にぜひ活用いただけるように、発信していただければなというふうに思います。

あと、この食育ですと、御家庭や保護者の皆さんにも興味関心を持っていただいて、一緒に取り組むということが必要だと思うんですけども、ここでちょっと1つ提案というか、今働くお母さん方が多くて、お昼に給食でカレーだったのに夜もカレーになっちゃったっていうふうになっちゃわないように、きょう、うちの子、何、お昼、食べたかしらというのを、おうちに帰れば献立表、張ってあるんでしょうけれども、それを全部覚えて出かけられる保護者の方も少ないと思うので、例えば「東大和スタイル」であったり、ホームページに学校給食のメニューを載せたり、それからレシピも、杉並区あたりはクックパッドに杉並区のおいしい給食レシピという特別なページもあるぐらいですけども、当市の給食も非常に保護者の方から、この作り方が知りたいわという声があるということも耳にしたので、そういった保護者の方も、その給食についての情報を得やすくなって、それで御家庭でお子さんとの会話のきっかけになるというような仕組みも、子育て日本一の市を目指している当市としては、非常にいい取り組みではないかなと思いますが、その点は御検討されたことはあるんでしょうか。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 学校給食の献立、あるいは給食のレシピ、こちらの掲載の御質問をいただきました。こちらについては、掲載を考えたこともございますが、今後、献立につきましても地域の食材を使っているとか、あるいはレシピにつきましても、保護者の見学試食会において、子供から〇〇がおいしかったと、それについてどうやってつくってるのか教えてほしいと、そういった質問もございまして、随時回答をしてるところでございます。ただ、今回のお話につきまして、ホームページ含めまして、実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** ぜひとも新学校給食センターをフル活用して、さまざまな食育の充実を実現していただきたいなと思います。結構、女性というか、保護者、特にお母さんたちは、職場なんかで違う自治体の方がいると、うちの給食はこうだ、ああだという話が出るようです。そんな中で、東大和市の給食がやっぱり評判になれば、もしくは食育も評判になれば、学齢になってもずっと東大和で子供を育てたいというふうに思っただけだと思いますので、それも先ほど、その都度、レシピを教えるというのじゃもったいないので、やは

りもうちょっとそれを外に発信する工夫であったり、あと食育も先ほど企業さん呼んでるって実績あるのに、この表を見るとゼロみたいな、そういうようなことになっていると、やはり伝わってこない、やってないとイコールになっちゃうんですね、受け取るほうは。ですので、そこら辺もきちんと情報発信をしながら、御家庭も巻き込んでいけるような食育を実現していただきたいと思いますが、教育長の御所見をお願いいたします。

○教育長（真如昌美君） 食育につきましては、生活のスタイルがいろいろと変わってきてる時代ですので、課題、問題が多くて、これからも食育について重視していく必要があるというふうに思っております。

2つ目の全体計画等々につきましては、御指摘のあったとおりでして、大変反省してるところですけれども、指摘のあったことについては、教育委員会、それから学校、保護者、それぞれが一緒に課題意識を持って、改めてスタートを切りたいなというふうに思ってるところであります。

それから、暗い話ばかりになると困りますので、3つ目のところでは、本市でももう既にやってんですけども、国際化が進む中で多様性を求められる時代ですから、日本の食はもちろん大事にしながらも、他国の調理についても情報提供して、子供たちに改めてまた食育について考えてもらうという、そういう機会も設けたいなというふうに思っております。あわせて、校長先生方がいろんな学校を経験してますので、それぞれのやってきたところでの特色ある食育について、お互いに情報交換するような、あるいは外部に対して発信できるような、そういう取り組みもしていきたいなというふうに感じております。

最後に、学校給食センター、新しくできて、そして軌道に乗ってますので、ここでいい機会ですので、改めてその給食の充実について、また食育の充実について考えて取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ぜひ、よろしくお願いします。

文科省のホームページには、スーパー食育スクールという何か指定校をやって、その事業内容とかも載ってますので、それはちょっとセンターの中では取り組めない内容もありますが、そういったちょっと最新というか、先端の取り組みとか、充実しているところの事例も研究しながら、ぜひ情報発信していただいて、実現させていただければと思います。

1点目は以上です。

続きまして、2つ目の緑のまちづくりについて再質問させていただきます。

壇上でも申し上げましたが、タウンミーティング、参加させていただきました。ちょっと参加者は少な目でしたけれども、とてもいい内容で、緑と水のネットワークです、市長。それで、とても内容を見てると、ああこれが実現したらいいなというふうに思った反面、この理想と現実のギャップを埋める、この一步一步の工程が、ちょっといま一つ見えなかったなというふうに思いましたので、一つの意見交換ぐらいの気持ちで、この質問は取り上げさせていただきました。

やはり協働ということが、一つの大きなファクターになるんじゃないかなと思いましたが、以前の私の一般質問で緑のボランティアさんという市民団体が、さまざまな公園とか、いろいろな駅前だとか、そういうところのお花の管理をしていただいているという御答弁あったと思いますが、その後、そういった花いっぱい運動的な協働の形というものは、進展、広がりはあるんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 緑のボランティアにつきましては、現在、個人が33名、団体が5団体ということで、総勢50名弱という人数でございます。東大和の駅前の修景地において、平成26年度から花植えを始めておりま

す。それ以前は特段、会う機会もなく、場所も違いますので、それぞれがそれぞれの活動をしていたと。この花植えをきっかけに、ボランティア会議の開催もふえ、活動場所が異なる同士で顔を合わせる機会もなかったんですが、この会議を通じて顔を合わせる機会がふえ、また意見交換や相談などができる、ボランティアさん同士のコミュニケーションが図られてきたと。このことで、徐々にではありますが、ボランティアさん同士の横のつながりができてきたという状況でございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） とても広がりを見せているというか、いい形で進展してるのかなというような御答弁と受けとめました。協働という形で言いますと、例えば緑化というと、例えば商店街とかいろいろあると思うんですけども、そうすると部をまたいで、商店街だったら産業振興課とか、あとは市民団体とか自治会という点では地域振興課、市民協働係というような形とかになってきますが、このまちの緑化であつたり花いっぱいというところで、その事業の担当部課ではなくて、その人というところとか、団体というところのその部や課をまたいだような連携の形はとられているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 現行の緑の基本計画におきましては、施策の一つとしまして商店街の緑化というのを位置づけております。また、今後の改定計画におきましても、河川、道路、公園、駅前広場、それから民有地を含めた緑化維持保全につきまして、ボランティア活動や地域活動を支援する取り組みを行い、市民との協働を深めていくことが必要と考えております。このような観点も踏まえまして、緑の基本計画の改定に当たり設置しました庁内検討委員会のメンバーとしまして、産業振興課長と地域振興課長も参画しております。以上です。

○9番（和地仁美君） 今のお話聞いて、横の連携もとりながら進めていかれているんだなというふうに理解しました。ちょっと具体的な話になりますが、市役所通りの街路樹の下のところに、かわいい看板が立って、お花が植えてあって、市民団体の方が植えていただいたということは、どこかの市長の御挨拶でも、私、耳にしましたけれども、例えばあの苗というのは、今、パンジーとか植えてる場所が多かったというふうに思いますが、あの苗はどこの負担というか、苗を買うということですね、どこの経費負担で手配して、ああやって植えかえをしていただいているんですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 役所通りの花植えにつきましては、平成28年の春から実施いただいております。もうすぐで2年ぐらいになりますが、市内にございます社会づくりの運動を活動している団体から、市役所通りに花植えを行いたいとの提案がございまして、植樹マスの除草やごみ等の清掃の管理を含めまして、道路管理者である市が占用の許可をさせていただきます。そのような経過から、苗につきましては、この主催団体で費用を出して用意していただいております。参加者からも御負担をいただいと聞いてございます。以上でございます。

○9番（和地仁美君） 手弁当で一生懸命やっただいてるということだと思いますけれども、市内では例えば桜を植えてほしい、空堀川のところに植えてほしいとか、湖畔のあそこの道に植えてほしいとかいろいろありますけれども、そういうことを実現するためには、植える植物、苗木とか苗ですよね。それを購入する費用と、それを手入れする費用と、あとは手間がかかると思うんですけども、その人の手配であつたりとか、さまざま。それを実現するとなった場合、市はその予算を確保できるというふうにお考えでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 樹木の苗木につきましては、東京都苗木生産供給事業という事業がございまして、そちらのほうでいただけると。例えば桜やキンモクセイ、ブルーベリーなど、二、三十種類の苗木がそろって

て、好きなものがいただけるという事業でございます。ブルーベリーなどは環境市民の集いや福祉祭、こちらのほうにおいていただいたものを配布してるというような状況にはございます。ですが、桜などの大きな木になるようなものは、供給は簡単にいただけるんですけど、植える場所、また植えた後の管理、こちらのほうに費用がかかりますから、なかなかすぐにはどうぞというような形にはいつてないところでございます。また、花苗につきましては、このような事業がないという中で、市のほう自前で用意しなければならないという状況でございますので、多くの費用をかけて実施するということができないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) いろいろな木の苗いただけるんですね。ただ、その後のことを考えると軽々には、どこでも、かしこも植えられないということだと思いますが、お花の苗は一方でもらえないと言えいいんでしょうかね、いただけない、いただけるような事業がないということでしたが、施政方針の中でも花を植えることを楽しめる公園をつくるというお話が示されてたと思います。花となりますと、やっぱり季節ごと、毎年、植えかえるということが、きれいな花壇を保つ上では必要な作業となってくると思うんですが、例えばこの施政方針で示された花を植える公園ですか、来年度のその苗は予算化されているのか。再来年からは、その苗についてはまた予算化していくのか、そこら辺について教えてください。

○環境課長(関田孝志君) 平成30年度に予定をしております花づくりの楽しめる公園整備ですね、こちらにつきましては種からつくっていきこうじゃないかということで、種から苗をつくる。また、挿し木などで株をふやすということで、できるだけ経費をかけない中で実施していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 種から、挿し木から、やっぱり講師の先生、必要ですね、難しそうですね。ただ、なるべくお金をかけないでできる形をとすることは理解いたしました。

あと、民有地などの活用で花いっぱいにしていくというようなことも、先ほど答弁の中で触れられたかと思うんですけども、例えばお隣、小平市さんなんかでは、いわゆる御自宅のお庭づくりの好きなオープンガーデンをやらせて、要するにお庭を一生懸命やってる方が、ほかの人にも見てもいいよというふうに言うのがオープンガーデンという形で、そのマップをつくって、市内を散策するような形をとってますけれども、東大和市でもそうやってガーデニング、頑張ってるお宅あると思いますが、そのような企画を考えたことがありますか。

○環境課長(関田孝志君) オープンガーデンにつきましては、現在のところ検討はしてございません。不特定多数の方が家の庭に入ってくるとことや、その庭の開放を受け入れていただけるかどうか、この辺のところが課題になるのかなというふうに考えてございますので、今後の課題というような形にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 了解しました。

オープンガーデンやってるところは、行政主導というよりも、例えばそういった市民団体の方が主導でやってらっしゃるパターンもあると思いますので、そこら辺は調査研究していただければなというふうに思います。

先ほどから出ている緑を維持するためのコストと人手という課題という部分があると思うんですけども、例えばそのコストと協働ということを解決する中で、アダプト制度、要するによく皆さんも赤ちゃんが産まれたら庭にこの木を植えました、結婚したときにこの植えたキンモクセイが大きくなりましたというのがお庭に

あつたりするようなお宅もあると思いますが、要するに自分の桜の木という形で植えていただいて、それをアダプトをするわけですので、自分の木として世話をするというアダプト制度というのがあると思いますが、そういうようなことを検討されたことはありますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） アダプト制度につきましては、有効な方法の一つだというふうには考えておりますが、現在のところ詳しいところの検討はできていないという状況です。課題といたしましては、花壇や樹木を定期的に見守るといようなこと、義務的な負担が挙げられるため、進め方については、花壇などを楽しみながら実施できるような形を考えたいと。また、稲城の事例ではございますが、制度を開始するに当たり、やはり市民のボランティアの方々の機運の盛り上がり、こちらに後押しされるような形で、市の制度が開始したというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） なかなか課題はあると思いますが、例えば自分の木があると。そうすると、いわゆる東大和市への郷土愛、例えば実家に帰ってきたら自分の木を見るだとか、やっぱり自分の木があるからここに住むだとか、そういうような効果もあるんじゃないかなというふうに思いますので、やってらっしゃる自治体もあるということです、ぜひとも調査研究していただければと思います。

今までこの花と緑にはコストがかかるという話を幾つかしてきましたけれども、数年前に商工会の講演会で戸田市さんの取り組みの講演があったと思います。それは、生ごみを提出すると、そこで堆肥化みたいな形にして、それを使って障害者の方たちが花の苗を植えて、生ごみを出した人に苗を差し上げたり、その苗を売って、いわゆる自分たちでお金を稼げるような、この仕組みをやったりというふうな、とてもいいリサイクルのお話だったというふうに記憶しておりますが、そういった取り組みをそろそろ参考にすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 今、戸田市のほうの御紹介いただきました。とてもいい事業だということは、私のほうでも理解してるところでございます。ただ、循環型社会の構築に向けたということで、いい事業ではありますが、また実施に当たっては、その予算、またその担い手、そういったところがまだ課題ということであるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） さまざまなまちで、花のまちにする取り組みというのをやってまして、やっぱりどこでも課題になってるのが、その人の確保と予算の確保のようです。戸田市さんと蕨市さんが一緒にやってる衛生センターは、数年前、私たちの市議会の建設環境委員会でも現場を見学させていただいて、私もそこに参加させていただきました。このフラワーセンターの理念として、循環型社会の構築、美しいまちづくり、それから障害者、高齢者の雇用促進、子供たちへの生きた環境教育現場の提供、環境ボランティアを促進する場の提供、衛生センターと近隣地域の環境美化という6つが挙げられていて、この理念は当市でも非常に当てはまることではないかなというふうに思います。この理念の実現についても、やはり費用、人、場所というものが課題になってくると思うんですけども、当市の中での一番の課題は、この3つの中のどれだというふうにお考えでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 費用、人、場所、この3点につきましては、いずれも大きな課題であるというふうには考えてございます。実現に向けた基礎づくりという形で考えた場合には、ごみ対策課の中で行っていくということ考えたときなんです、資源である中央にありますストックヤード、こちらの用地を使用しま

して、平成30年度、当初予算ということで計上を考えている、ごみ対策課ではないんですが、環境課での花づくりのその予算でのやりくりを、そういったことを前提として考えた場合には、草花をどのような方法で市内に植えていくか、またそれを継続していくための市民の方を確保していくこと、人の手配ということが、やはり課題に挙げられるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今の御答弁、何かが始まりそうな感じがすけれども、ちょっと内容がよく理解できませんでした。

このストックヤードというのは、どこにあるもので、またその限られた場所と予算の中で、来年度からはどんなことをやるのか、ちょっともう一度、御説明いただいてよろしいですか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 失礼いたしました。

まず、中央のストックヤードのその場所ということになります。市役所の東側に商工会がありまして、その東側にちょっと小さなスペースがございまして、そのスペースで、今現状なんですが、市内の約50世帯のお宅から回収した生ごみ、こちらをコンポスターを使用しまして、生ごみから堆肥化をすると、そういった事業を行っているちょっとした場所になります。こちらのほう、受け入れ量に限りがあるという形になってますが、小規模になりますけども、露地栽培という形で小さな花の苗ということを栽培していることは可能なのかなということは考えてはございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） よくわかりました。

蕨市、戸田市さんのやっているリサイクルのとってもミニチュア版みたいな試行をされるのかなという形で、ちょっとうれしいお話だと思います。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

確かに、じゃ今はこのストックヤードというところで始められる予定かなというふうに思いますが、じゃ予算や場所が確保できても、じゃ次にやっぱり手入れをしていただいたり、植えていただいたりという、どうしてもこの人という部分が、最後、課題になってくると思います。いろいろな花のまちづくりの論文とまではいきませんが、さまざま今回、読ませていただくと、やっぱり花のまちづくりは人づくり、コミュニティーづくりって書いてあるものが非常に多いんですね。なので、そこについては今後どのような取り組みを行っていくのか、お考えがあれば教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 今議員がおっしゃったとおり、大きくはちょっとできないということと、またコミュニティーというのはなかなか難しいということがございますが、今御紹介させていただきました生ごみの減量に御協力いただいている約50世帯の方、また東大和市廃棄物減量等推進員、こちらのほう市内に35名ほどいらっしゃいます。まず、この方々にお声をかけてちょっと進めていくことは、まだ可能なのかなという形も、ごみ対策課の中では今考えてるところではございます。

また、今お話いただいたとおり、事業が一過性ではなく、継続した取り組みという形になるには、やはり専門家の技術、こういったものを持った方を多く取り入れるという形で、核となっただいて、人材育成、こちらのほうは進めることは不可欠だという形で考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） とても期待しておりますので、頑張ってください。

先ほどの戸田市と蕨市さんのリサイクルセンターの理念の中に、障害者、高齢者の雇用促進なんていうこと

も書かれておりましたが、例えばみのり福祉園の活用について、園庭もありますので、さまざま検討してらっしゃるようですが、そこで今のリサイクルのこの仕組みでお花の苗をみんなで作って、いろいろな公園、先ほど言った花の植える公園は種からやるということでしたけれども、その苗を活用して公園を花にする、もしくは環境市民の集いでその花の苗を売るというようなことも考えられるんじゃないかなというふうにも思ったりもするんですが、そういう点について何か御所見あれば教えていただければと思います。

○環境部長（松本幹男君） 今、旧みのり福祉園のお話、出たわけですが、当時いた身といたしまして、あその土地の一部なんです、やはり利用者さんによって野菜を栽培するなんていうことをやっていた場所でもあります。ただ、現状、今後の跡地の活用については検討してるということもございますので、その方向性に合わせた中で、また先ほど来、お話が出てます規定の予算の枠の中で、小さいながらも何かを始めてみようというところはございます。やはりこの事業、やるようになりますと花づくり、人づくり、それぞれの課題というものが恐らく出てくると思います。やはりそんなに簡単に安価の形でとって、花の種からというのも、やっぱり難しさ、いろいろ出てくると思います。まして、また人づくりがつながっていかなければ一過性の事業になってしまいますので、その辺の課題も、またそういったミニチュアではありますが、事業をやっていく中で出てくると思いますので、その辺の整理等も含めた中で生かしていければというふうにも考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 人づくりと、そこが課題になるということで、協働という形になると思うんですけども、人をふやすという点で、市内にいろんな市民グループありますけれども、今は違う活動をしていても、そういうことも一緒にやりたいというような市民団体なんかがあれば、そういう形で広がりを見せていくと思うんですが、この市民協働係という市民協働を担当してらっしゃるところでは、市内にあるいろんな団体が、こういうのがあって、事業はその担当課が構築するけれども、そこに参加する人のことをどこか相談して、協力してといったときに、地域振興課長に聞けばとか、その係に聞けば紹介してもらったり、つないでもらえるみたいな、そういう仕組みというのは今庁内にありますか。

○地域振興課長（大法 努君） 地域振興課におきましては、市内にありますNPO団体の把握はしておりますが、ボランティア団体については把握してございません。また、地域振興課から関係課への紹介などはしておりません。各課におきまして、それぞれの目的に合った団体と直接つながりを構築し、連携して事業に取り組んでおります。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今いろいろな行政の事業で、協働ということが一つの形になってますので、そこについてさまざまな事業を實際やる場所に対しての人の情報提供、もしくはつなげるというような形が一つできるといいんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひそこら辺も御検討いただければと思います。

あと当市の今ずっと生ごみをお花にするというふうなお話が出てたと思いますが、瓶とか缶の処理施設について当市はたしか課題を抱えていると思います。現在、隣の武蔵村山市さんの民間事業者さんのほうで処理をお願いしてると思いますが、それも期限つきで、たしか3年ということで対策についても待たなしたと思います。例えば家から出た枝木、落ち葉、先ほどほかの質問の中でも落ち葉の話、出ましたけれども、その瓶・缶だけを考えるとちょっと大変ですけども、その枝木だとか葉っぱだとか、先ほど言った生ごみを堆肥化する、もしくはその近く、その堆肥を使って花をつくるというように、全体的に見て一つ何か対策をするというのも一案だと思うんですけども、このごみ、リサイクル、花づくりなどを総合的に考えて、か

つ市有地の利活用みたいな形で頑張ると、住みたいまち、こういう取り組みをしてる意識の高いまちだから住みたいなというふうに思っていただけでもいいと思うんですね。そういうような形で、全体的に総合的に考えていくことが今後は必要だと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今お話がございましたとおり、瓶・缶につきましては期限が定められてるところが、私どもの部のほうの重要な課題の一つにもなっております。そういったことを今後、課題の解決に向けて取り組んでいくという中では、今御質疑等いただいている花づくりを進めていくとか、市内を緑あふれるまちにしていく、そういったところで施設の整備というのは、やはり一体的に、総合的にやっていくことで、やはり今までのような施設のあり方として、ものを処理するだけっていうだけでは、やはりなかなか身近に市民の方に感じてもらえないという部分が課題としてあろうかと思えます。やはり市民皆さんが出したごみを、廃棄物を処理するための場所でもありますので、やはりそういった施設に日ごろから身近に立ち寄れる、そういった環境づくりというところにも配慮をした中で、いろいろ費用対効果等、いろいろ予算の問題もあるわけですが、用地の問題も含めまして総合的そこについては、今後は考えていく必要があると考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） ぜひとも、その1つのことを問題として捉えちゃうと、スタックするところもあると思うんですけども、リサイクルとか、大きく考えたときに、ふと見える解決策というか、とてもいい策というものも出てくるかもしれませんので、ぜひとも1点1点の解決も大切ですけども、総合的にやることで得られる効果というものも御検討いただき、なおかつ市有地をちゃんと活用して、まちづくりに寄与するような形でやっていただければなというふうに思います。

あと市長が就任されたときに、花いっぱいのもちというお話をされてたと思います。歩いていると、花がこうあってというような、とてもすてきなお話をさせていただいてたんですけども、当市に限らず先ほども言ったように、多くの自治体が、この花づくりのもちというものを目指して頑張っています。全国花のもちづくりコンクールというものもありまして、そこに参加して国際コンクールを目指して取り組んでいる自治体も多くあります。東京都内、23区の中にもございます。そういったところまで東大和市もぜひ目指していただかないと、結局、中途半端な感じで終わるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） まず初めから国際的なコンクール、目指していくという考え方もございますが、現在進めておりますのは、あくまでもボランティアさんを少しでもふやして、楽しい花づくりをいただけるような仲間がふえてくるということを進めております。平成28年度におきましては、環境省が企画した「健康のまちづくり～花と香りに誘われて公園に出かけよう」というので、緑のボランティアなど市民団体3団体で応募し入選したという経過がございます。これにつきましても、緑のボランティアの会議の中で、ボランティアさんから提案をいただき応募したものでございます。このように、市で目標を設定して実施する方法もありますが、ボランティアさん方々の機運の醸成による提案、こちらを進めていくということが大切ではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうですね。環境省が企画したコンクールに入賞したという素晴らしい実績もあると思うんですが、このボランティアさんは、この入賞によって本当にすごいモチベーションアップになったと思うんですね。この入賞による効果で、何か把握されていることはありますか。やはり評価されるということは、非常にモチベーションアップになると思うんですが、何か具体的にあれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 緑のボランティアで実施しております東大和駅前の修景地の花壇、こちらについては市民の皆様から好評をいただいているところでございます。また、企画の中心となっております向原中央公園、こちらについても訪問する方が少しずつふえる感じがあると。活動を行っているボランティアさんたちのモチベーションの向上につながっていると感じてるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 国体のときに、ハンギングフラワーのコンクールみたいなのが開催されて、非常に駅前がすてきな感じになっていたと思いますが、先ほど述べたように、花のまちづくりのコンクールとかに目指してる自治体さんは、例えば地域ごとのコンテストとか、その自治体内でやってるんですね。例えば公園同士のコンテストとか、そういうようなことをやって、そこで入賞されてうれしい、ちょっと落選して悲しいとかあるかもしれませんが、今のお話の環境省の受賞したように、やはり一つの目標であったり、モチベーションアップということになると思います。

先ほどはまだまだ全国の花のコンクールに参加ということも考えていないのでということでしたが、今の御答弁にあるような形で関心が高まったり、活動者に対する市民の方が感謝の念も起きると思うんですね。いつも花が植わって当たり前じゃなくて、そういう方たちがやっていただけるんだということにもなると思いますので、非常に機運醸成にもつながると思っております。

ずっと今、いろいろ緑化についてお話をさせていただいてますが、やはり多くは人手と経費というようなことが明らかになったのではないかなというふうに思っております。今後、参加するための人をふやすということで、市民協働の担当課とも協力してほしいということを私、言いましたが、今既存の団体の中に声をかけてやっていくという御答弁もありましたが、もう少し先の取り組んでいくイメージがあれば、教えていただきたいと思っております。

○環境部長（松本幹男君） もう少し先というところでございますが、やはりまず先ほども答弁したわけですが、やはり花をつくることの難しさというのがございますので、いかに専門的な知識を持った方をまずは呼び出して、我々職員も一緒になってそこでまずは学んでいくというところに努めたい。そして、人づくりというところでは、やはり各地域、市内に専門的な知識を習得した方を育てることと、あわせてまたボランティアさんの育成というところでの人づくりというのもあろうかと思っておりますので、入り口段階、第1段階につきましては、先ほど言ったような、今の限られた予算と場所の中で実施したいという考えでおりますが、その結果を踏まえた中では次のステップとして、その花づくり、人づくりの課題の整理というところに、進んでいきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 先のお話をさせていただいて、そういったいろいろな小さなグループ、もしくは市民団体ができた後、やはりそうやって活動していただく方たちにも助成をしたり、補助をしたり、やっぱりそういったバックアップというのが必要になってくると思います。ちょっと市の規模は全く違いますが、横浜市さん、みどり税、導入してます。それを市内で活動している企業、団体、学校、さまざまな緑化をしているところに規定の補助をあげていると。1世帯当たり年間500円というような感じだったと思いますけれども、そういった目的税の導入という、今今ちょっと御答弁つらいと思いますが、そういったお考えについて何か御所見あれば教えていただければと思います。

○環境部長（松本幹男君） 目的税の導入でございますが、現時点では正直申し上げて難しいということにはな

ります。ただ、私ども職員が、やはりそういう今計画の改定作業もやってるわけですが、やはり本当に緑や花をふやしていく意識、気持ちを持つてるかというところで、まずは汗をかいていくことで共感されるボランティアさんを募ったりしていく、またそのボランティアさん同士の横のつながりができて、それが市内に広がっていくというところ、そういったところの要するに機運醸成というんですか、そういったところも含めてまずは市内全体を底上げしていく環境づくりに、まずは努めることが最終的には費用面で難しいとなったときに、どういうふうな形で費用を捻出するのかというところに次はいくと思います。その際に、市のほうで予算の限りがあつて物的支援はできないということであれば、じゃ金銭的給付というところで、じゃ次、何を手が打てるかというところにまたつながってくると思いますので、そういったところを踏まえながら検証してみたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） いろいろとお話、聞かせていただいて、とにかく来年度、ストックヤードで何かが始まるといういい情報もいただきました。緑化ということは、やはり子育て世代の方たちが住みたいまちのとき、やはりきれいなまち、お花があふれたまちがいいということになると思いますし、さまざまな市の大きな目標に非常に寄与する取り組みだと思しますので、ぜひとも一步一步、この目標と現実のギャップを埋める取り組みをやっていただければなというふうに期待しております。

最後に、市長の御所見を伺えればと思いますが、よろしく願いいたします。

○市長（尾崎保夫君） 花のあるまちづくりということで、いろいろとお話をさしていただいた、聞かせていただいたわけですけど、私どものほうの、今、環境とか市民協働ということで一生懸命、進めているわけでございますけども、花のある、いっぱいあるまちというか、花のあるまちというのは、思うにさっきそこでキダチアロエの花が咲きそうですねということで、大勢の議員さんに声をかけましたら、「ええ、わあ」って、みんないい笑顔になってました。花のあるまちというのは、そういう笑顔の市民の方がたくさんおいでになり、そして挨拶の響き渡るまちということになるかなというふうに思います。また、そういうまちであればこそ、いろんな年代層、世代の方々が住み続けたいと思っていただけるまちになるのではないかなというふうに思ってますんで、これからもこつこつとしっかりと進めていきます。

○9番（和地仁美君） 力強い市長のお言葉をいただけて、非常にうれしい限りです。花のまちづくりには、人、場所、お金、やはりその3点セットの上手に循環する、そして継続できるスキームが必要だというふうに言われておりますので、東大和市に合ったスキーム、それから今ある先ほどの瓶・缶など、もしくは枝、落ち葉、そういった問題を総合的に考えて、長期にわたってまちづくりにとてもプラスになるような形に変えていただく、そのような取り組みを非常に期待しておりますので、ぜひとも実現のほどをよろしく願いいたします。

私の一般質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時46分 延会